

見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ
＞「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

○見積書の宛先

「**日本年金機構 理事長代理人 システム運用部長**」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

○参加資格

当帳票の作成に当たっては、日本年金機構が定める当該帳票に係る年間技術試験に合格していること、又は平成22年1月以降に当該帳票の製造実績を有していることが必要となります。（見積書の提出の際に審査結果（通知）の写し等を提出してください。）

○用紙供給証明書

見積書とあわせて「用紙供給証明書」を提出してください。

○注意事項

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申出したこととみなします。また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

○見積書提出期限 令和8年3月17日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

○決定日 令和8年3月23日（月）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

令和 年 月 日

用紙供給証明書

日本年金機構本部 調達管理部長 殿

下記のとおり、当該業務の仕様に適合した用紙の供給については、必要な数量を速やかに供給する旨、用紙供給業者より了承を得ていることを証明いたします。

記

(案 件 名) 帳票「H275 送金通知書（新法）」外5点の作成

(グリーン購入法への適合) 適合する 適合しない (代替用紙使用の理由を記載)

(代替用紙使用の理由) _____

(用 紙 の 紙 質) _____

(用 紙 の 名 称) _____

所 在 地

法人名又は商号

代 表 者 名

印

※グリーン購入法への適合について、いずれかを選択すること。
また、適合しない場合は、代替用紙使用の理由を記載すること。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H275 送金通知書（新法）」
紙 質	連続用感圧接着用紙（再剥離可能な特殊感圧接着剤を表裏全体に塗布した用紙） ※原紙 連続伝票用紙（NIP対応用紙） メートル坪量 120.0g/m ² 糊材塗布後 メートル坪量 129.3g/m ² ただし、はがき本体が2g以上で、はがき全体が6g以内であること。
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表1色（紫）、裏1色（紫） ※UV耐熱インキ
サ イ ズ	1折り2面付き 縦12インチ × 横13インチ 公差0.5mmとする。 （1面当たり 縦 6インチ × 横13インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙①のとおり）、「郵便はがき」部分の5か所穴あり（別紙②のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	57,000折(57箱)
納 期	令和8年5月14日 23,000折（23箱） 令和8年9月14日 34,000折（34箱）
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スプロケットホール部に「H275-●●●●」と印刷する。 ※●●●●は下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本、別紙①および②を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・当帳票の作成に当たっては、日本年金機構が定める当該帳票に係る年間技術試験に合格していること、または平成22年1月以降に当該帳票の製造実績を有していること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年3月11日15時までに書面に質問を提出すること。回答は、令和8年3月13日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H 2 7 5 送金通知書 (新法)

★ ミシン目

縦ミシン目 (無し) ・ 中間ミシン (縦 2本 横 1本)

コーナーカット及び郵便はがき部分の穴開け有り

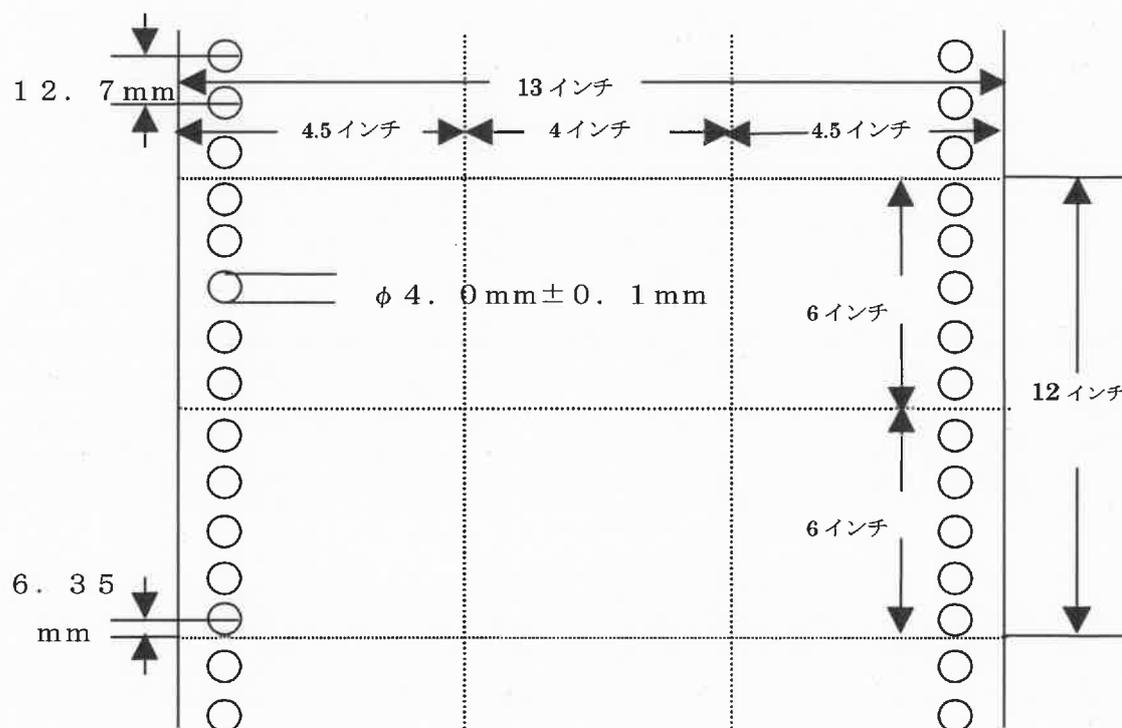
①横ミシン目 (タイ1.0mm カット3.0mm)

縦ミシン目 (タイ0.8mm カット3.8mm)

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

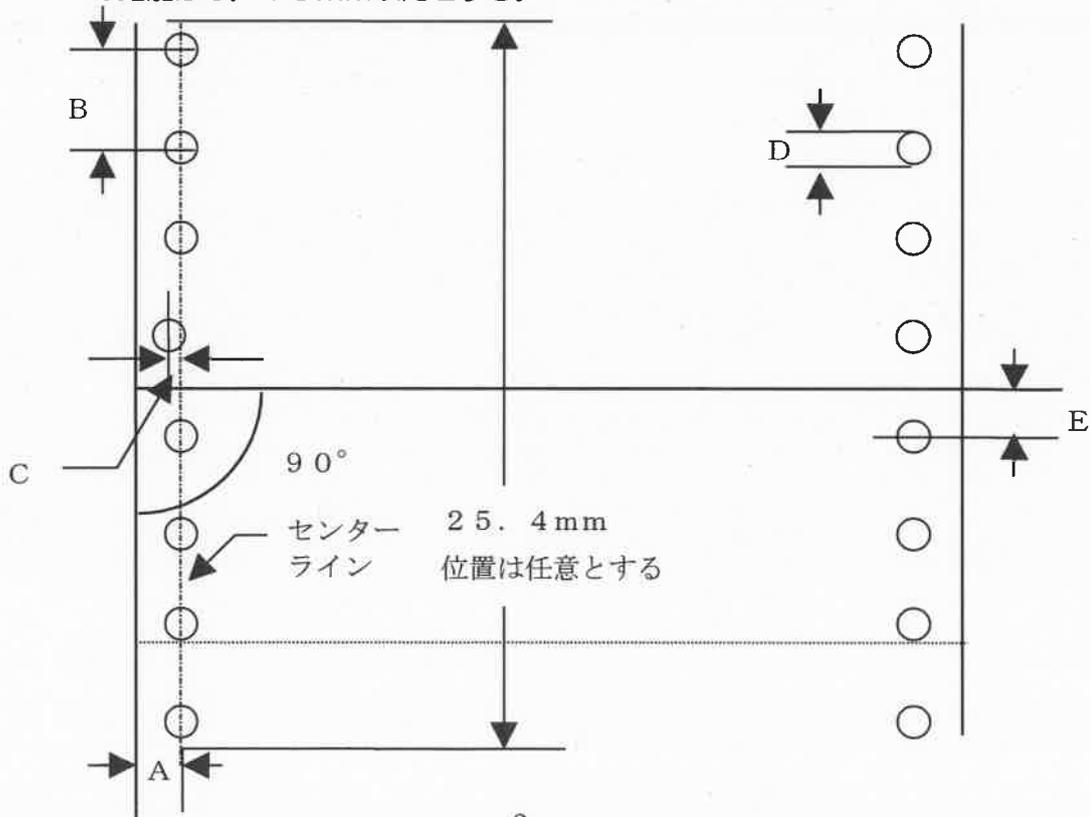
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

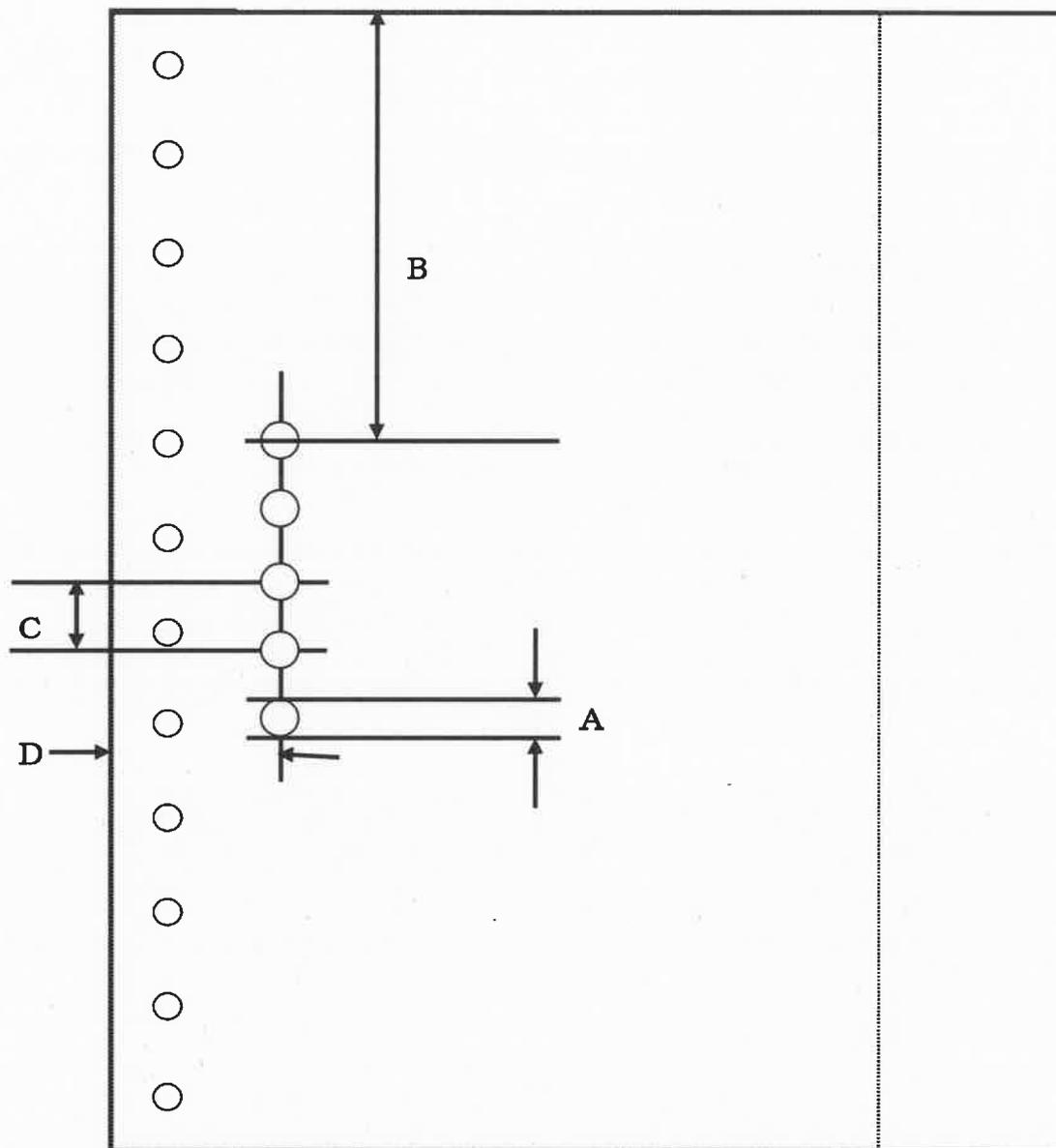
左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



別紙②

OH275 送金通知書(新法)の郵便はがき部分の穴の位置と寸法

表



A:穴の直径	$5.5\text{mm} \pm 0.1\text{mm}$
B:端からの一番上の穴の中心までの距離(縦)	$56.7\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$
C:穴の中心部から次の穴の中心部までの距離(縦)	$9.5\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$
D:端からの穴の中心までの距離(横)	$19.5\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$

見本
H275
表

料金後納
郵便

大切なお知らせ

日本年金機構
 Japan Pension Services
 〒108-8505 東京都港区赤坂三丁目9番2号

① 開封前にお名前をご確認ください。
 この封筒は、開封後、郵便局に返却していただく必要があり、開封後、郵便局に返却していただく必要はありません。
 (※) 開封後、郵便局に返却していただく必要はありません。

料金後納
郵便

大切なお知らせ

日本年金機構
 Japan Pension Services
 〒108-8505 東京都港区赤坂三丁目9番2号

① 開封前にお名前をご確認ください。
 この封筒は、開封後、郵便局に返却していただく必要があり、開封後、郵便局に返却していただく必要はありません。
 (※) 開封後、郵便局に返却していただく必要はありません。

国民年金・厚生年金送金通知書

あなたの年金は、下記のとおり支払います。

氏名 _____

支払開始日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

年金の種類 _____

年金振替の送金先(送金先コード) _____

年金支払額	円
介護保険料額	円
国民健康保険料(税)額	円
後期高齢者医療保険料額	円
所得税額および復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後支払額	円

支払店 ゆうちょ銀行 郵便局

領 取 証 年 月 日

氏 名 _____

上記の金額を受領しました。令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

国民年金・厚生年金送金通知書

あなたの年金は、下記のとおり支払います。

氏名 _____

支払開始日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

年金の種類 _____

年金振替の送金先(送金先コード) _____

年金支払額	円
介護保険料額	円
国民健康保険料(税)額	円
後期高齢者医療保険料額	円
所得税額および復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後支払額	円

支払店 ゆうちょ銀行 郵便局

領 取 証 年 月 日

氏 名 _____

上記の金額を受領しました。令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

厚生労働省

左の金額を左面記載の支払店でお受け取りください。

- (注意事項)
- この通知書の受領後、送金等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたりすることは、通常の場合、国はあなたに対しお支払いをなすことになりませんので、私達しを受け取るまでは大切に保管してください。
 - この通知書を亡失したときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
 - この通知書に記入された内容が正しくないときは、左面記載の支払店に連絡し、訂正を依頼してください。
 - この通知書に記入された内容が正しくないときは、左面記載の支払店に連絡し、訂正を依頼してください。
 - この通知書に記入された内容が正しくないときは、左面記載の支払店に連絡し、訂正を依頼してください。
 - この通知書に記入された内容が正しくないときは、左面記載の支払店に連絡し、訂正を依頼してください。

介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

- ◆ 保険料(税)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。
- ◆ 特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせはお住まいの市(区)役所または町村役場にお問い合わせください。

所得税と復興特別所得税について

- ◆ 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税をあわせて源泉徴収されています。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされています。

左の金額を左面記載の支払店でお受け取りください。

- (注意事項)
- この通知書の受領後、送金等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたりすることは、通常の場合、国はあなたに対しお支払いをなすことになりませんので、私達しを受け取るまでは大切に保管してください。
 - この通知書を亡失したときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
 - この通知書に記入された内容が正しくないときは、左面記載の支払店に連絡し、訂正を依頼してください。
 - この通知書に記入された内容が正しくないときは、左面記載の支払店に連絡し、訂正を依頼してください。
 - この通知書に記入された内容が正しくないときは、左面記載の支払店に連絡し、訂正を依頼してください。
 - この通知書に記入された内容が正しくないときは、左面記載の支払店に連絡し、訂正を依頼してください。

介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

- ◆ 保険料(税)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。
- ◆ 特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせはお住まいの市(区)役所または町村役場にお問い合わせください。

所得税と復興特別所得税について

- ◆ 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税をあわせて源泉徴収されています。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされています。

52101-C 1P 52101-C 1P

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「A275 送金通知書（共済）」
紙 質	連続用感圧接着用紙（再剥離可能な特殊感圧接着剤を表裏全体に塗布した用紙） ※原紙 連続伝票用紙（NIP対応用紙） メートル坪量 120.0g/m ² 糊材塗布後 メートル坪量 129.3g/m ² ただし、はがき本体が2g以上で、はがき全体が6g以内であること。
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表1色（小豆）、裏1色（小豆） ※UV耐熱インキ
サ イ ズ	1折り2面付き 縦12インチ × 横13インチ 公差0.5mmとする。 （1面当たり 縦 6インチ × 横13インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙①のとおり）、「郵便はがき」部分の5か所穴あり（別紙②のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	3,000折（3箱）
納 期	令和8年5月14日 1,000折（1箱） 令和8年9月14日 2,000折（2箱）
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スプロケットホール部に「A275-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本、別紙①および②を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・当帳票の作成に当たっては、日本年金機構が定める当該帳票に係る年間技術試験に合格していること、または平成22年1月以降に当該帳票の製造実績を有していること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年3月11日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年3月13日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

A 2 7 5 送金通知書 (共済)

★ミシン目

縦ミシン目 (無し) ・中間ミシン (縦 2本 横 1本)

コーナーカット及び郵便はがき部分の穴開け有り

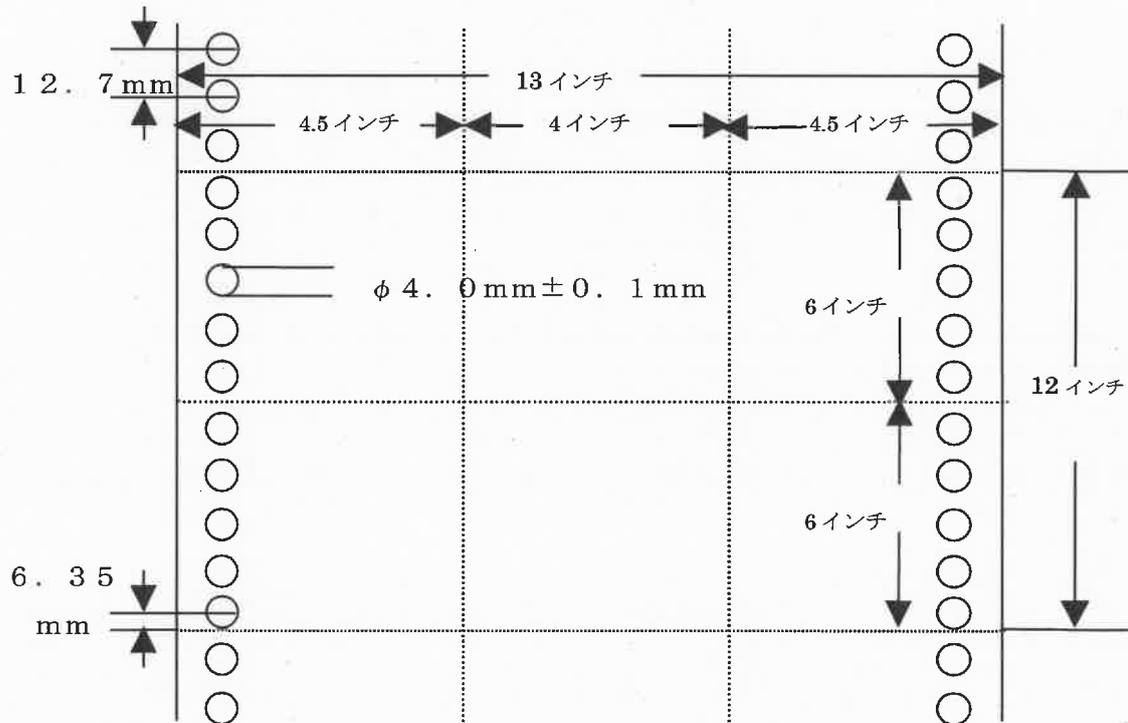
①横ミシン目 (タイ1.0mm カット3.0mm)

縦ミシン目 (タイ0.8mm カット3.8mm)

②横ミシン目の両端に $2\text{mm} \pm 1\text{mm}$ のアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

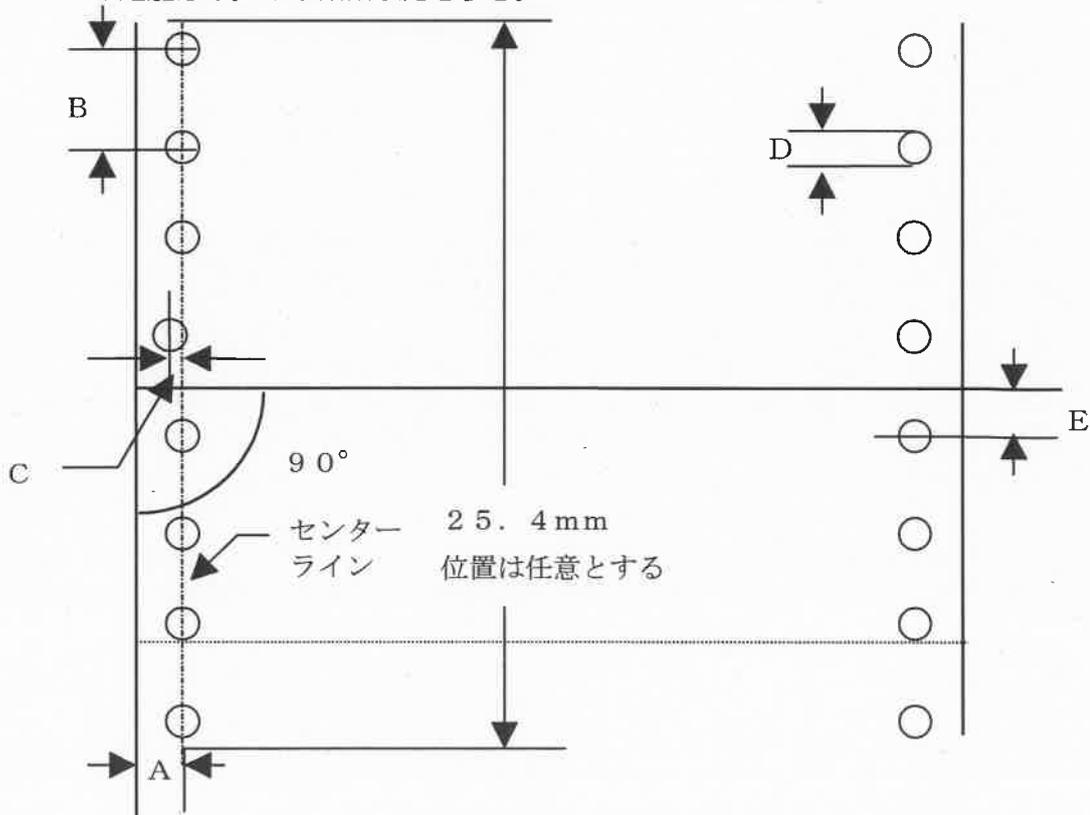
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

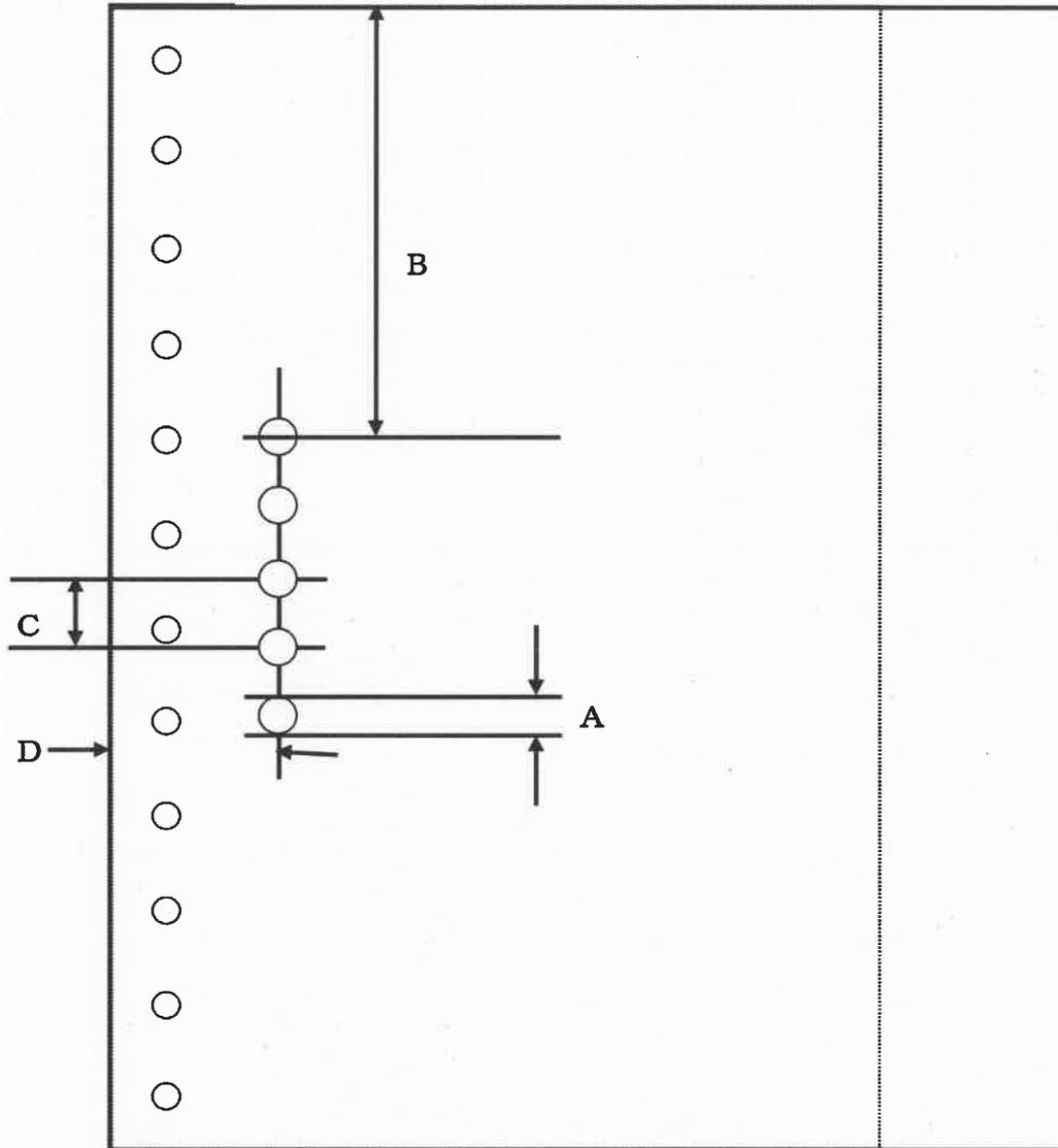
左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



別紙②

○A275 送金通知書(共済)の郵便はがき部分の穴の位置と寸法

表



A: 穴の直径 $5.5\text{mm} \pm 0.1\text{mm}$
B: 端からの一番上の穴の中心までの距離(縦) $56.7\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$
C: 穴の中心部から次の穴の中心部までの距離(縦) $9.5\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$
D: 端からの穴の中心までの距離(横) $19.5\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$

見本
A275
表

料金後納
郵便

大切なお知らせ

差出人 **日本年金機構**
Japan Pension Service
〒188-8505
東京都豊島区東池袋 三丁目5番24号

① 開封前にあて名をご確認ください。
この封筒の中身は受取人のみが、郵便局の職員も開封してはなりません。
ご住所は間違いありません。封筒の裏面に「〒」のマークが印刷されています。
(※に書かれている場合は、よく確かめてから開封してください。)

料金後納
郵便

大切なお知らせ

差出人 **日本年金機構**
Japan Pension Service
〒188-8505
東京都豊島区東池袋 三丁目5番24号

① 開封前にあて名をご確認ください。
この封筒の中身は受取人のみが、郵便局の職員も開封してはなりません。
ご住所は間違いありません。封筒の裏面に「〒」のマークが印刷されています。
(※に書かれている場合は、よく確かめてから開封してください。)

年金送金通知書

あなたの年金は、下記のとおり支払います。

氏名 _____

支払開始日 令和 ____年 ____月 ____日

年金の種別 _____

年金送金の基礎年金番号 年金コード _____

年金支払額	円
介護保険料額	円
国民健康保険料(税)額	円
後期高齢者医療保険料額	円
所得税額および復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後支払額	円

支払店 ゆうちょ銀行 郵便局

領 取 証 年 月 日

氏名 _____

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

年金送金通知書

あなたの年金は、下記のとおり支払います。

氏名 _____

支払開始日 令和 ____年 ____月 ____日

年金の種別 _____

年金送金の基礎年金番号 年金コード _____

年金支払額	円
介護保険料額	円
国民健康保険料(税)額	円
後期高齢者医療保険料額	円
所得税額および復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後支払額	円

支払店 ゆうちょ銀行 郵便局

領 取 証 年 月 日

氏名 _____

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

左の金額を左面記載の支払店でお受け取りください。

- (注意事項)
- この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたり、通常の遺失、盗難の場合は、国はあなたに対しお支払をなさないこととなりますので、お渡しする際は大切に保管してください。
 - この通知書を失ったときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
 - この通知書を受け取ったときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
 - この通知書を受け取ったときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
 - この通知書を受け取ったときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
 - この通知書を受け取ったときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。

介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

◆ 保険料(税)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。

◆ 特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせはお住まいの市(区)役所または町村役場にお願います。

所得税と復興特別所得税について

◆ 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税があわせて源泉徴収されます。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされています。

左の金額を左面記載の支払店でお受け取りください。

- (注意事項)
- この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたり、通常の遺失、盗難の場合は、国はあなたに対しお支払をなさないこととなりますので、お渡しする際は大切に保管してください。
 - この通知書を失ったときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
 - この通知書を受け取ったときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
 - この通知書を受け取ったときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
 - この通知書を受け取ったときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
 - この通知書を受け取ったときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。

介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

◆ 保険料(税)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。

◆ 特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせはお住まいの市(区)役所または町村役場にお願います。

所得税と復興特別所得税について

◆ 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税があわせて源泉徴収されます。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされています。

52210-C 1P A275-2201

52210-C 1P A275-2201

見本
A275
裏

委任状
標記の金額の受領を下記の者に委任しました。

令和 年 月 日

(代理人)
住所

和

氏名

(受給者)
住所

姓

氏名

名

この通知書の再発行（紛失、破損または
支払店（郵便局）の変更など）には、相当の
時間を要します。
なお、確実に年金を受けていただくには、
銀行などの金融機関やゆうちょ銀行
（郵便局）の口座への振込の取扱いにする
ことをお勧めします。
この通知書はなくさないでください。

※ 委任状は、お手続きを委任する方がご記入ください。

委任状
標記の金額の受領を下記の者に委任しました。

令和 年 月 日

(代理人)
住所

和

氏名

(受給者)
住所

姓

氏名

名

この通知書の再発行（紛失、破損または
支払店（郵便局）の変更など）には、相当の
時間を要します。
なお、確実に年金を受けていただくには、
銀行などの金融機関やゆうちょ銀行
（郵便局）の口座への振込の取扱いにする
ことをお勧めします。
この通知書はなくさないでください。

送金通知書のお問い合わせは、ねんきんダイヤルへ！
ねんきんダイヤル
0570-05-1165
050から始まる電話でのおかけになる場合は、(東京)03-6700-1165
月 曜 日 午前 8:30～午後 7:00
火～金曜日 午前 8:30～午後 5:15
第2土曜日 午前 9:30～午後 4:00

※ 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の最新日初日に午後7:00まで電話をお受けします。
※ 休日（第2土曜日を除く）、12月28日～1月9日はご利用いただけません。
来訪相談のご予約は、予約受付専用電話へ！

予約受付専用電話
0570-05-4890
050から始まる電話でのおかけになる場合は、(東京)03-6631-7521
(受付時間) 月～金曜日(平日) 午前 8:30～午後 5:15
※ 土日祝日、12月28日～1月9日はご利用いただけません。

お問い合わせは、必ず予約の際は、重要注意事項がわかるものをご用意ください。
○ 郵政の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になってしまうケースが発生
しています。おかけ間違いには十分ご注意ください。
○ 月曜日は休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(6日遅延)は電話がつ
ながりにくくなっております。予めご了承ください。
○ 代理人(二重輪以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人と代理人の二人
の顔写真を必ず必要です。

不審な電話・手紙等にご注意ください
○ 日本年金機構では、詐欺犯団により偽りした通知書を送りつけるような被害が
発生しております。
○ 日本年金機構の職員が電話でマイナンバーやお客様の住所・氏名・年齢などの
口頭での確認や、お電話でお手元に通知書が届いた直後(6日遅延)は電話がつ
ながりにくくなっております。予めご了承ください。
不審な電話があった場合は、お近くの年金事務所まで
お問い合わせください。

<https://www.nenkin.go.jp/>
日本年金機構 総機

送金通知書のお問い合わせは、ねんきんダイヤルへ！
ねんきんダイヤル
0570-05-1165
050から始まる電話でのおかけになる場合は、(東京)03-6700-1165
月 曜 日 午前 8:30～午後 7:00
火～金曜日 午前 8:30～午後 5:15
第2土曜日 午前 9:30～午後 4:00

※ 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の最新日初日に午後7:00まで電話をお受けします。
※ 休日（第2土曜日を除く）、12月28日～1月9日はご利用いただけません。
来訪相談のご予約は、予約受付専用電話へ！

予約受付専用電話
0570-05-4890
050から始まる電話でのおかけになる場合は、(東京)03-6631-7521
(受付時間) 月～金曜日(平日) 午前 8:30～午後 5:15
※ 土日祝日、12月28日～1月9日はご利用いただけません。

お問い合わせは、必ず予約の際は、重要注意事項がわかるものをご用意ください。
○ 郵政の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になってしまうケースが発生
しています。おかけ間違いには十分ご注意ください。
○ 月曜日は休日明けや、お客様のお手元に通知書が届いた直後(6日遅延)は電話がつ
ながりにくくなっております。予めご了承ください。
○ 代理人(二重輪以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人と代理人の二人
の顔写真を必ず必要です。

不審な電話・手紙等にご注意ください
○ 日本年金機構では、詐欺犯団により偽りした通知書を送りつけるような被害が
発生しております。
○ 日本年金機構の職員が電話でマイナンバーやお客様の住所・氏名・年齢などの
口頭での確認や、お電話でお手元に通知書が届いた直後(6日遅延)は電話がつ
ながりにくくなっております。予めご了承ください。
不審な電話があった場合は、お近くの年金事務所まで
お問い合わせください。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「K290 送金通知書（厚年）」
紙 質	連続用感圧接着用紙（再剥離可能な特殊感圧接着剤を表裏全体に塗布した用紙） ※原紙 連続伝票用紙（NIP対応用紙） メートル坪量 120.0g/m ² 糊材塗布後 メートル坪量 129.3g/m ² ただし、はがき本体が2g以上で、はがき全体が6g以内であること。
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色（墨）、裏1色（墨） ※UV耐熱インキ
サ イ ズ	1折り2面付き 縦12インチ × 横13インチ 公差0.5mmとする。 （1面当たり 縦 6インチ × 横13インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙①のとおり）、「郵便はがき」部分の5か所穴あり（別紙②のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	3,000折（3箱）
納 期	令和8年5月14日 1,000折（1箱） 令和8年9月14日 2,000折（2箱）
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スプロケットホール部に「K290-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本、別紙①および②を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・当帳票の作成に当たっては、日本年金機構が定める当該帳票に係る年間技術試験に合格していること、または平成22年1月以降に当該帳票の製造実績を有していること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年3月11日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年3月13日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

K290 送金通知書 (厚年)

★ミシン目

縦ミシン目 (無し) ・ 中間ミシン (縦 2本 横 1本)

コーナーカット及び郵便はがき部分の穴開け有り

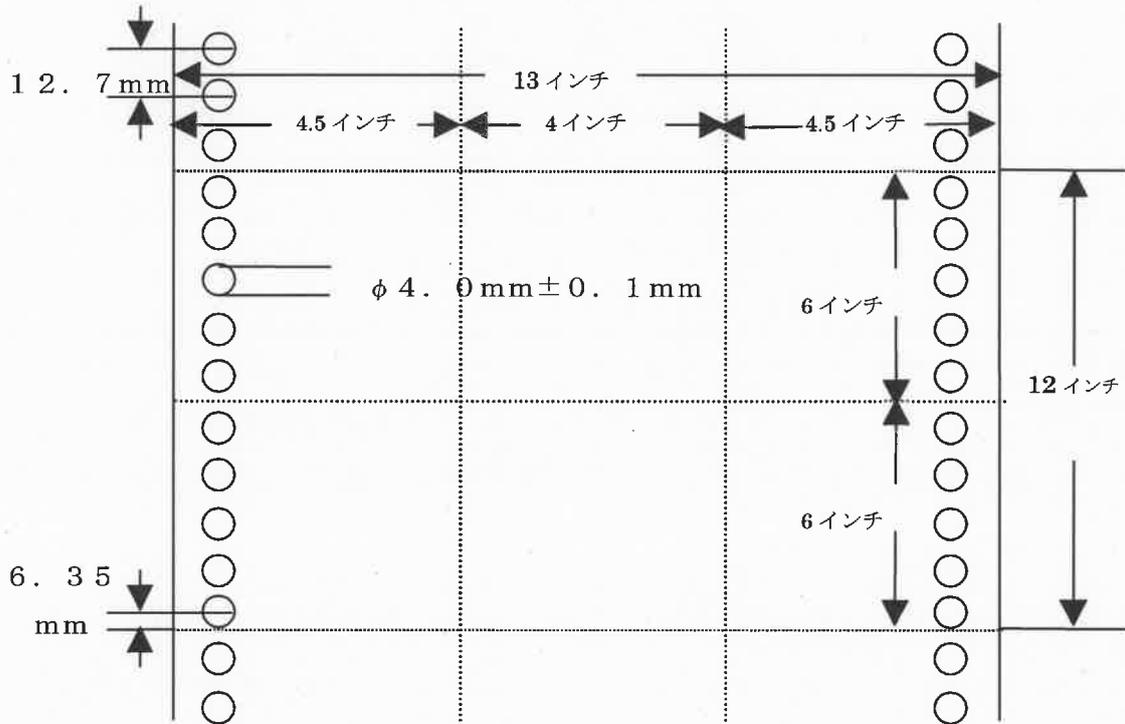
①横ミシン目 (タイ1.0mm カット3.0mm)

縦ミシン目 (タイ0.8mm カット3.8mm)

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

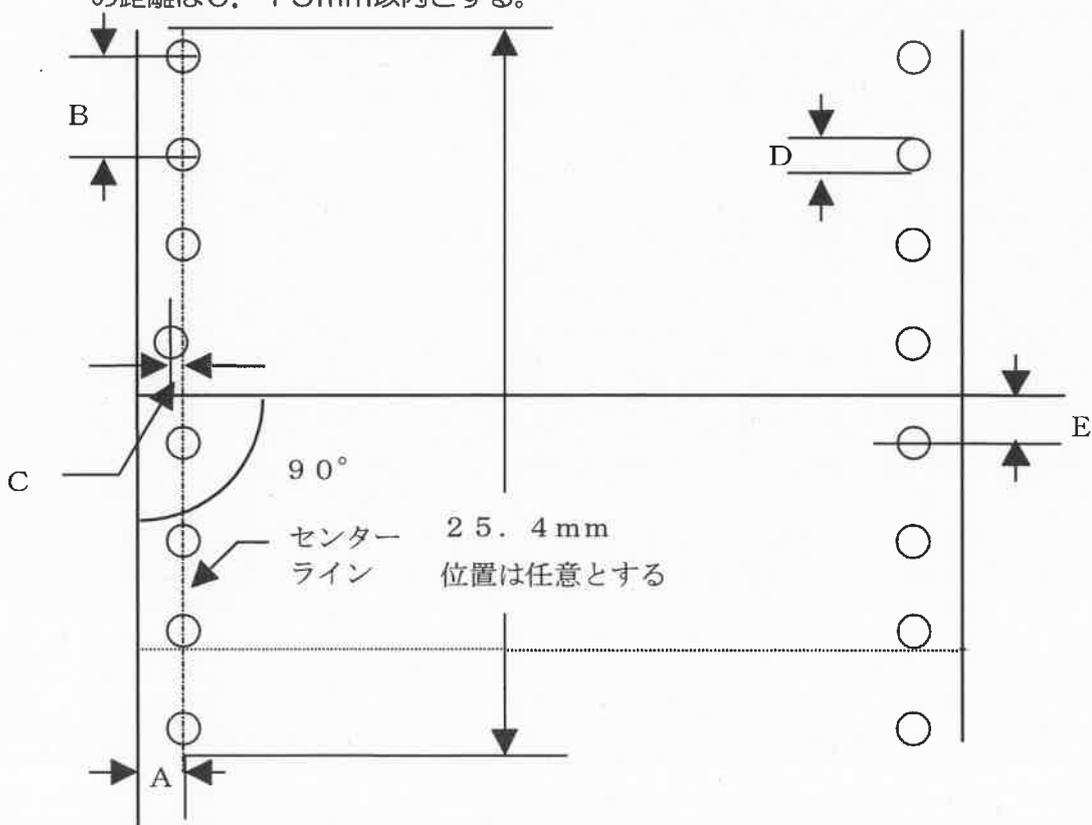
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

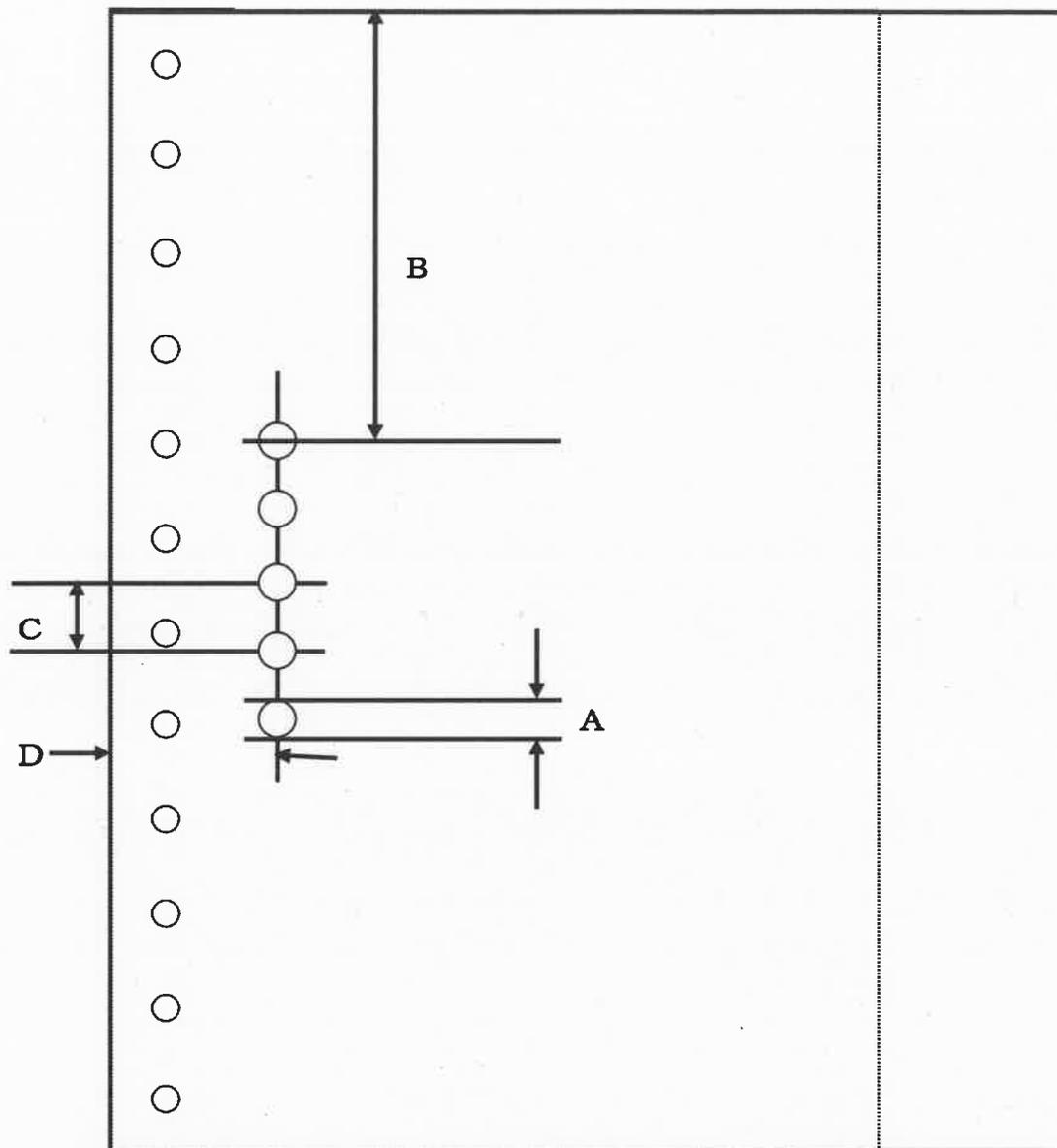
左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



別紙②

OK290 送金通知書(厚年)の郵便はがき部分の穴の位置と寸法

表



A: 穴の直径	5.5mm±0.1mm
B: 端からの一番上の穴の中心までの距離(縦)	56.7mm±0.5mm
C: 穴の中心部から次の穴の中心部までの距離(縦)	9.5mm±0.5mm
D: 端からの穴の中心までの距離(横)	19.5mm±0.5mm

料金後納
郵便

大切なお知らせ

発出人 **日本年金機構**
Japan Pension Service 三丁目5番24号
〒168-8505 東京都豊島区東池田

① 開封前におて名をご確認ください。
この封筒の裏面に記載されたお名前、住所、電話番号、郵便番号、〒記号、〒記号、〒記号を正確に入力してください。
ご不明な点については、発出の3日前（ゆうちょから購入してから）お問い合わせください。
（※に準じている場合は、よく読んでから開封してください。）

料金後納
郵便

大切なお知らせ

発出人 **日本年金機構**
Japan Pension Service 三丁目5番24号
〒168-8505 東京都豊島区東池田

① 開封前におて名をご確認ください。

厚生年金送金通知書

あなたの年金は、下記のとおり支払います。

氏名

支払開始日 令和 年 月 日

年金送金の種類 厚生年金コード

年金支払額	円
介護保険料額	円
国民健康保険料(税)額	円
後払保険料(税)額	円
所得税額および復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後支払額	円

支払店 ゆうちょ銀行

郵便局

領収証

上記の金額を受領しました。令和 年 月 日

氏名

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

厚生年金送金通知書

あなたの年金は、下記のとおり支払います。

氏名

支払開始日 令和 年 月 日

年金送金の種類 厚生年金コード

年金支払額	円
介護保険料額	円
国民健康保険料(税)額	円
後払保険料(税)額	円
所得税額および復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後支払額	円

支払店 ゆうちょ銀行

郵便局

領収証

上記の金額を受領しました。令和 年 月 日

氏名

厚生労働省

左の金額を左面記載の支払店でお受け取りください。

(注意事項)

- この通知書の受取後、送金簿のためこの通知書により第三者がその支払を受けるときは、通常の場合、国はあなたに対しお支払できないことになり、私達しを受け取るまでには本別に依頼してください。
- この通知書を亡失したときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
- この通知書がまだなされていないときは、左面記載の支払店を理由して発行管理へ届け出てください。
- 受取人は、領収証に日付および氏名を記入し、年金監査と一緒に支払店に差し出してください。
- 左面記載の支払開始日から1年を過ぎますと振込の支払店では、支払を受けられなくなります。その場合は、左面記載の支払店に申し出てください。
- 代理人として受け取りにきた方が、代理人本人であることを確認できる「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「健康保険証」等をご提出ください。
- 支払店(郵便局)を変更するとき、金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座に振り替えるとき、また住所を変更するとき、変更の届を左面の住所に変更するときは、年金相談センターにご提出ください(届出用紙は、お近くの年金事務所または年金相談センターに備えてあります)。

介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

◆ 保険料(税)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。

◆ 特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせはお住まいの市(区)役所または町村役場にお問い合わせください。

所得税と復興特別所得税について

◆ 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税をあわせて源泉徴収されます。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされています。

左の金額を左面記載の支払店でお受け取りください。

(注意事項)

- この通知書の受取後、送金簿のためこの通知書により第三者がその支払を受けるときは、通常の場合、国はあなたに対しお支払できないことになり、私達しを受け取るまでには本別に依頼してください。
- この通知書を亡失したときは、速やかに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。
- この通知書がまだなされていないときは、左面記載の支払店を理由して発行管理へ届け出てください。
- 受取人は、領収証に日付および氏名を記入し、年金監査と一緒に支払店に差し出してください。
- 左面記載の支払開始日から1年を過ぎますと振込の支払店では、支払を受けられなくなります。その場合は、左面記載の支払店に申し出てください。
- 代理人として受け取りにきた方が、代理人本人であることを確認できる「マイナンバーカード」、「運転免許証」、「健康保険証」等をご提出ください。
- 支払店(郵便局)を変更するとき、金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座に振り替えるとき、また住所を変更するとき、変更の届を左面の住所に変更するときは、年金相談センターにご提出ください(届出用紙は、お近くの年金事務所または年金相談センターに備えてあります)。

介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

◆ 保険料(税)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。

◆ 特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせはお住まいの市(区)役所または町村役場にお問い合わせください。

所得税と復興特別所得税について

◆ 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税をあわせて源泉徴収されます。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされています。

見本
K290
表

委任状
欄記の金額の受領を下記の者に委任しました。

令和 年 月 日

(代理人)
住所

氏名

(受給者)
住所

氏名

この通知書の再発行(紛失、破損または支払店(郵便局)の変更など)には、相当の時間を要します。
なお、確実に年金を受けていただくには、銀行などの金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座への振込の取扱いにすることを勧めます。
この通知書はなくさないでください。

委任状
欄記の金額の受領を下記の者に委任しました。

令和 年 月 日

(代理人)
住所

氏名

(受給者)
住所

氏名

この通知書の再発行(紛失、破損または支払店(郵便局)の変更など)には、相当の時間を要します。
なお、確実に年金を受けていただくには、銀行などの金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座への振込の取扱いにすることを勧めます。
この通知書はなくさないでください。

送金通知書のお問い合わせは、ねんきんダイヤルへ！

ねんきんダイヤル
0570-05-1165
050から始まる番号でおかけになる場合は、(東京)03-5700-1165
(受付時間) 月 日 午前8:30～午後7:00
火～土曜日 午前8:30～午後6:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の最初の平日に午前7:00まで通話をお受けします。
※土日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月9日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は「予約受付専用電話」へ！

予約受付専用電話
0570-05-4890
050から始まる番号でおかけになる場合は、(東京)03-6631-7521
(受付時間) 月～金曜日(平日) 午前8:30～午後6:15
※土日祝日、12月29日～1月9日はご利用いただけません。

お問い合わせは、ご予約の際は、重要連絡事項がわかるものをご用意ください。
○最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて通話し、通話料にのっているコースが発生してしまいます。おかけ間違いには十分ご注意ください。
○月曜日が休日の場合は、お電話のお手元に通話料が掛った通話料(6日間の通話料)は電話がつながりにくくなる場合があります。予めご了承ください。
○代理人(ご家族以外)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人と代理人の二人の通話料を必ずお支払いください。

不審な電話・手紙等にご注意ください
○日本年金機構では、国民年金、国民健康保険のATMで年金や保険料を振り込むことができません。
○日本年金機構の職員が、電話でマイナンバーや国民年金の振込額、金額などの口頭での問い合わせを対応することはできません。
また、手紙などでの問い合わせもありません。
不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。
国民年金機構 国民健康保険 国民年金基金 国民年金基金連合会
国民年金基金連合会 国民年金基金連合会 国民年金基金連合会
国民年金基金連合会 国民年金基金連合会 国民年金基金連合会

<https://www.nenkin.go.jp/>

送金通知書のお問い合わせは、ねんきんダイヤルへ！

ねんきんダイヤル
0570-05-1165
050から始まる番号でおかけになる場合は、(東京)03-5700-1165
(受付時間) 月 日 午前8:30～午後7:00
火～土曜日 午前8:30～午後6:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の最初の平日に午前7:00まで通話をお受けします。
※土日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月9日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は「予約受付専用電話」へ！

予約受付専用電話
0570-05-4890
050から始まる番号でおかけになる場合は、(東京)03-6631-7521
(受付時間) 月～金曜日(平日) 午前8:30～午後6:15
※土日祝日、12月29日～1月9日はご利用いただけません。

お問い合わせは、ご予約の際は、重要連絡事項がわかるものをご用意ください。
○最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて通話し、通話料にのっているコースが発生してしまいます。おかけ間違いには十分ご注意ください。
○月曜日が休日の場合は、お電話のお手元に通話料が掛った通話料(6日間の通話料)は電話がつながりにくくなる場合があります。予めご了承ください。
○代理人(ご家族以外)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人と代理人の二人の通話料を必ずお支払いください。

不審な電話・手紙等にご注意ください
○日本年金機構では、国民年金、国民健康保険のATMで年金や保険料を振り込むことができません。
○日本年金機構の職員が、電話でマイナンバーや国民年金の振込額、金額などの口頭での問い合わせを対応することはできません。
また、手紙などでの問い合わせもありません。
不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。
国民年金機構 国民健康保険 国民年金基金 国民年金基金連合会
国民年金基金連合会 国民年金基金連合会 国民年金基金連合会
国民年金基金連合会 国民年金基金連合会 国民年金基金連合会

見本
K290
裏

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「N290 送金通知書(国年)」
紙 質	連続用感圧接着用紙(再剥離可能な特殊感圧接着剤を表裏全体に塗布した用紙) ※原紙 連続伝票用紙(NIP対応用紙) メートル坪量 120.0g/m ² 糊材塗布後 メートル坪量 129.3g/m ² ただし、はがき本体が2g以上で、はがき全体が6g以内であること。
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色(青)、裏1色(青) ※UV耐熱インキ
サ イ ズ	1折り2面付き 縦12インチ × 横13インチ 公差0.5mmとする。 (1面当たり 縦6インチ × 横13インチ)
製 本	ミシン目加工、送り穴加工(別紙①のとおり)、「郵便はがき」部分の5か所穴あり (別紙②のとおり)
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は1,000折とする。 ・帳票はビニール袋(ポリエチレン系または、ポリプロピレン系)で包装(風呂敷包みは不可とする。)し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷(記載)するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること(生産されていない場合は除く)。
数 量	3,000折(3箱)
納 期	令和8年5月14日 1,000折(1箱) 令和8年9月14日 2,000折(2箱)
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スプロケットホール部に「N290-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本、別紙①および②を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体(PDF形式)で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。(テストの実施には、5営業日程度要する。) ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・当帳票の作成に当たっては、日本年金機構が定める当該帳票に係る年間技術試験に合格していること、または平成22年1月以降に当該帳票の製造実績を有していること。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費(校正原稿作成、納品費用等)を見込むこと。 ・契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11~12ケタの帳票管理番号(以下「番号」という。)を記載する。(原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント(A4の場合)とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。) ①作成年月(西暦年下2ケタ+月2ケタ) ②担当部署番号(4ケタ) ③通番(3ケタ) ④業者番号 ・初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体(セキュアUSBメモリ、CD-R等)にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版(校正紙)を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版(校正紙)と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体(カラー)及び電子媒体(テキストデータを識別可能なPDFファイル)を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年3月11日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年3月13日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

N290 送金通知書 (国年)

★ ミシン目

縦ミシン目 (無し) ・ 中間ミシン (縦 2本 横 1本)

コーナーカット及び郵便はがき部分の穴開け有り

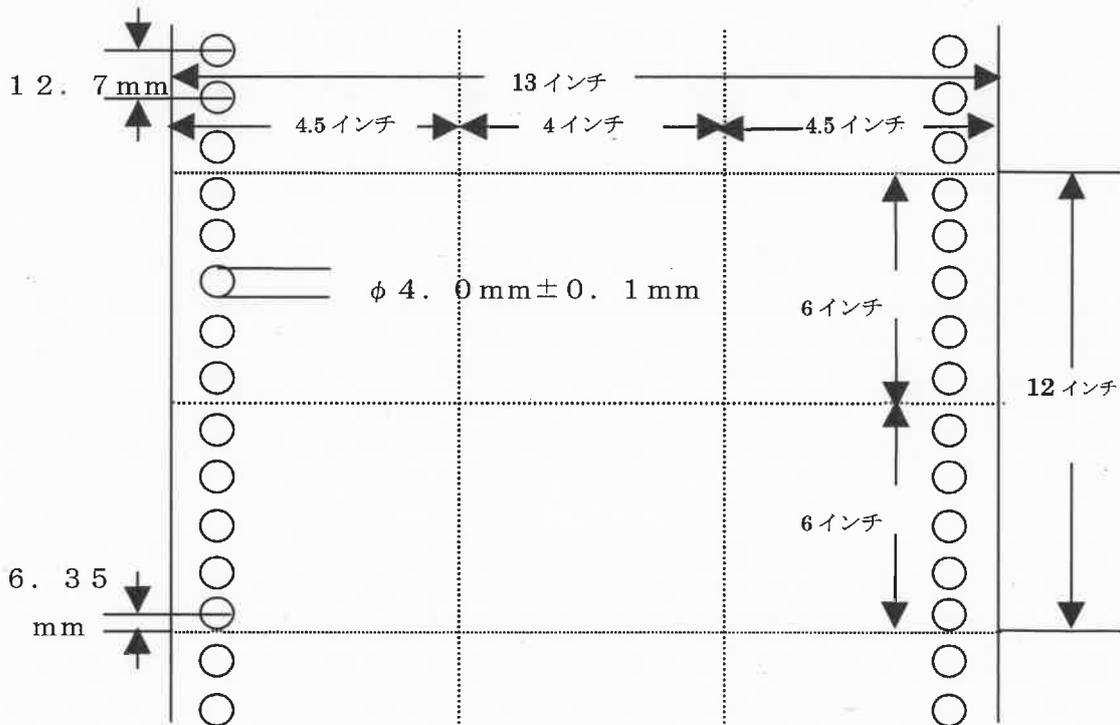
①横ミシン目 (タイ1.0mm カット3.0mm)

縦ミシン目 (タイ0.8mm カット3.8mm)

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

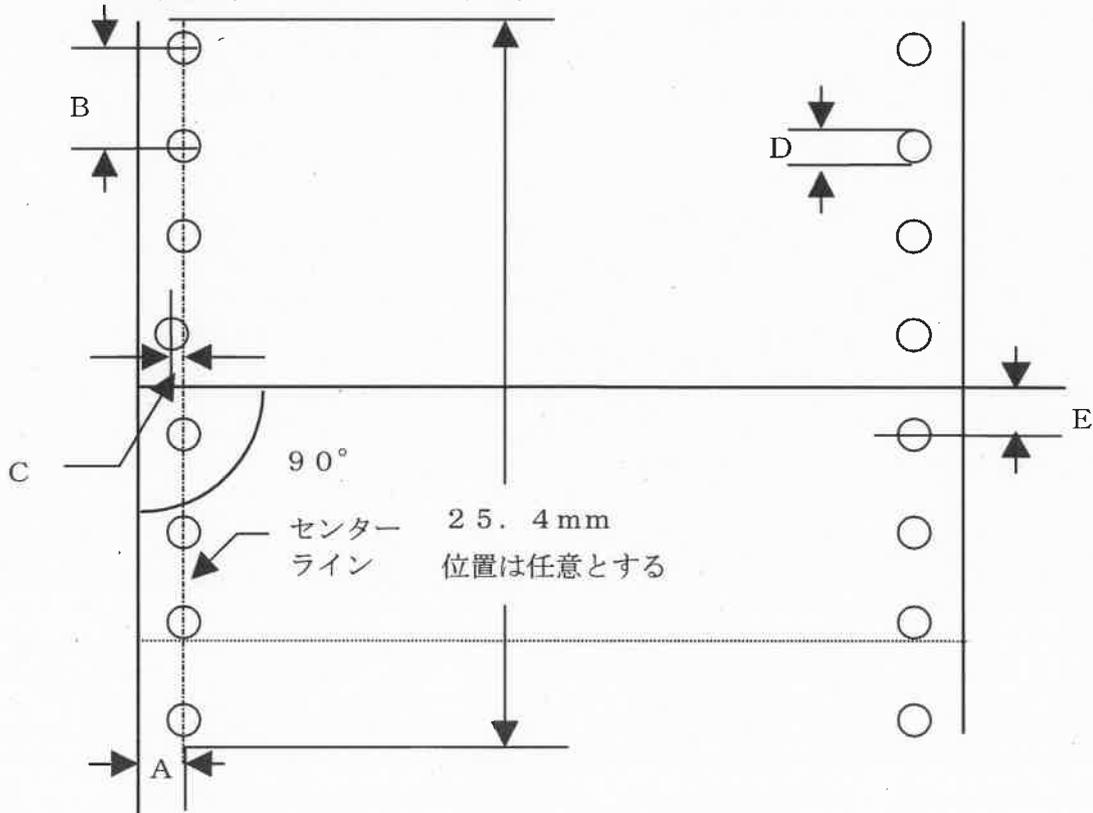
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

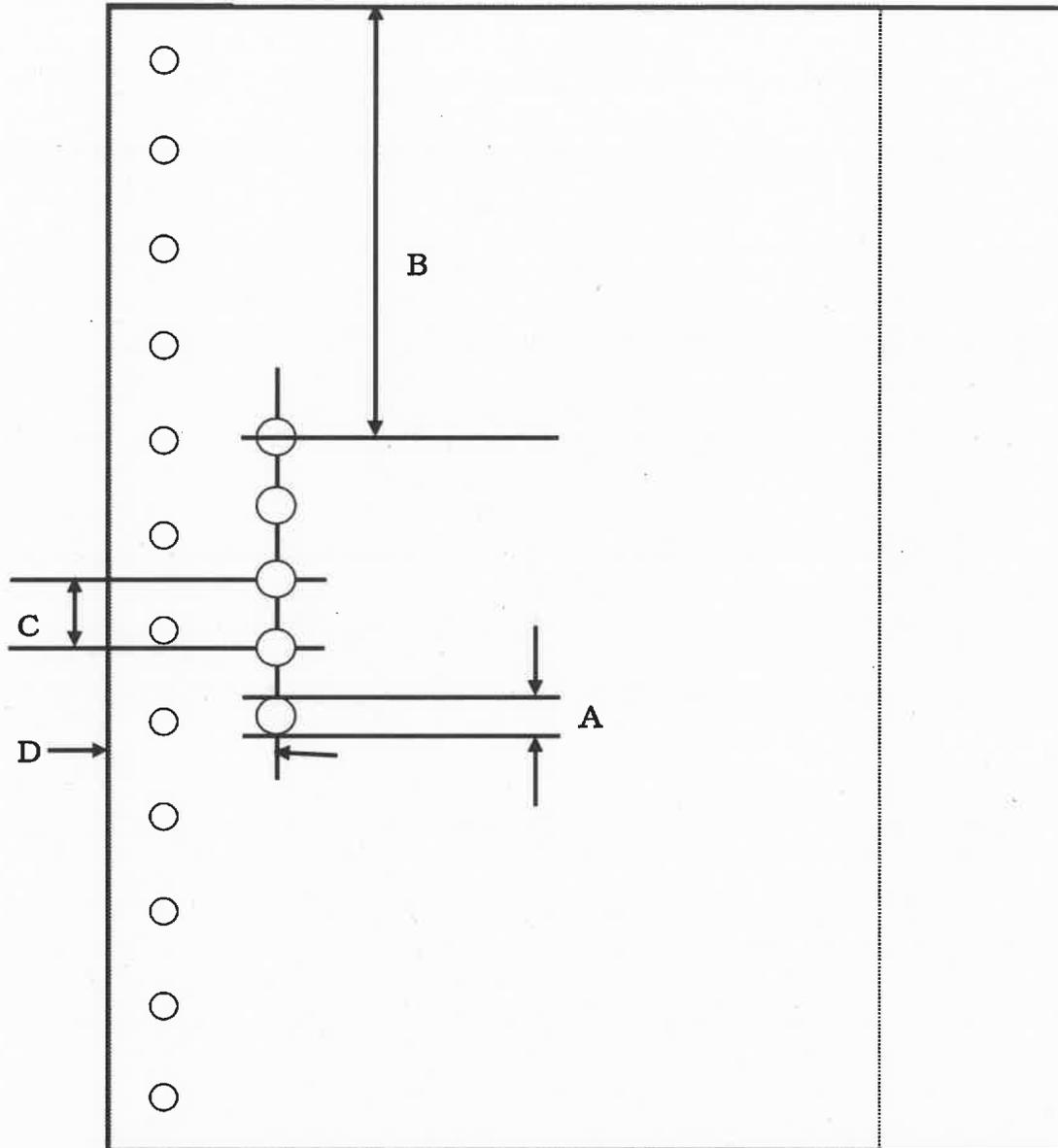
左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



別紙②

ON290 送金通知書(国年)の郵便はがき部分の穴の位置と寸法

表



A: 穴の直径	$5.5\text{mm} \pm 0.1\text{mm}$
B: 端からの一番上の穴の中心までの距離(縦)	$56.7\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$
C: 穴の中心部から次の穴の中心部までの距離(縦)	$9.5\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$
D: 端からの穴の中心までの距離(横)	$19.5\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$

見本
N290
裏

送金通知書のお問い合わせは、ねんきんダイヤルへ！

ねんきんダイヤル
0570-05-1165

050から地元の電話番号でおかけになる場合は、(東京)03-6700-1165
(受付時間) 月 曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後6:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の初日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※休日(第2土曜日を除く)、12月28日～1月8日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は、予約受付専用電話へ！

予約受付専用電話
0570-05-4890

050から地元の電話番号でおかけになる場合は、(東京)03-6631-7521
(受付時間) 月～金曜日(平日) 午前8:30～午後6:15
※土日祝日、12月28日～1月9日はご利用いただけません。

お問い合わせは、ご予約の際は、電話番号等がわかるものをご用願ください。
○最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になってしまうケースが発生して見ます。おかけ間違いには十分ご注意ください。
○月曜日が休日の場合、お電話の受付に遅延が原因でご利用いただけません。あらかじめご了承ください。
○代理人(ご家族以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人と代理人の二人の電話番号を必ずお知らせください。

不審な電話・手紙等にご注意ください。
○日本年金機構では、携帯電話によりATMで通帳引き取りを行うよう誘導することはありません。
○日本年金機構の職員が、電話でマイナンバーやお世帯の住所情報、金融機関の口座番号や通帳番号などをお聞きすることはありません。
また手紙付などの請求を求むこともありません。
○不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

委任状

標記の金額の受領を下記の者に委任しました。

令和 年 月 日

(代理人) 住所

氏名 (受給者) 住所

氏名

この通知書の再発行(紛失、破損または支払店(郵便局)の変更など)には、相当の時間を要します。
なお、確実に年金を受けていただくには、銀行などの金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座への振込の取扱いにすることをお勧めします。

この通知書はなくさないでください。

送金通知書のお問い合わせは、ねんきんダイヤルへ！

ねんきんダイヤル
0570-05-1165

050から地元の電話番号でおかけになる場合は、(東京)03-6700-1165
(受付時間) 月 曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後6:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の初日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※休日(第2土曜日を除く)、12月28日～1月8日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は、予約受付専用電話へ！

予約受付専用電話
0570-05-4890

050から地元の電話番号でおかけになる場合は、(東京)03-6631-7521
(受付時間) 月～金曜日(平日) 午前8:30～午後6:15
※土日祝日、12月28日～1月9日はご利用いただけません。

お問い合わせは、ご予約の際は、電話番号等がわかるものをご用願ください。
○最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になってしまうケースが発生して見ます。おかけ間違いには十分ご注意ください。
○月曜日が休日の場合、お電話の受付に遅延が原因でご利用いただけません。あらかじめご了承ください。
○代理人(ご家族以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人と代理人の二人の電話番号を必ずお知らせください。

不審な電話・手紙等にご注意ください。
○日本年金機構では、携帯電話によりATMで通帳引き取りを行うよう誘導することはありません。
○日本年金機構の職員が、電話でマイナンバーやお世帯の住所情報、金融機関の口座番号や通帳番号などをお聞きすることはありません。
また手紙付などの請求を求むこともありません。
○不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

委任状

標記の金額の受領を下記の者に委任しました。

令和 年 月 日

(代理人) 住所

氏名 (受給者) 住所

氏名

この通知書の再発行(紛失、破損または支払店(郵便局)の変更など)には、相当の時間を要します。
なお、確実に年金を受けていただくには、銀行などの金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座への振込の取扱いにすることを勧めます。
この通知書はなくさないでください。

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「S290 送金通知書（船保）」
紙 質	連続用感圧接着用紙（再剥離可能な特殊感圧接着剤を表裏全体に塗布した用紙） ※原紙 連続伝票用紙（NIP対応用紙） メートル坪量 120.0g/m ² 糊材塗布後 メートル坪量 129.3g/m ² ただし、はがき本体が2g以上で、はがき全体が6g以内であること。
用 紙 地 色	白色
刷 色	両面刷：表1色（緑）、裏1色（緑） ※UV耐熱インキ
サ イ ズ	1折り2面付き 縦12インチ × 横13インチ 公差0.5mmとする。 （1面当たり 縦 6インチ × 横13インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙①のとおり）、「郵便はがき」部分の5か所穴あり（別紙②のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1箱は1,000折とする。 ・ 帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・ 梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・ 梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量(折数)、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	3,000折（3箱）
納 期	令和8年5月14日 1,000折（1箱） 令和8年9月14日 2,000折（2箱）
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ スプロケットホール部に「S290-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・ 印刷内容は、添付の見本、別紙①および②を参照すること。 ・ 正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・ 校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後で作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・ 作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・ 納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・ 原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・ 当帳票の作成に当たっては、日本年金機構が定める当該帳票に係る年間技術試験に合格していること、または平成22年1月以降に当該帳票の製造実績を有していること。 ・ 原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・ 金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・ 契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・ 校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・ 帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・ 初回納品時、及び原稿の変更時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・ サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・ カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・ 校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・ 仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年3月11日15時までに書面にて質問を提出すること。回答は、令和8年3月13日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

S 2 9 0 送金通知書 (船保)

★ ミシン目

縦ミシン目 (無し) ・ 中間ミシン (縦 2本 横 1本)

コーナーカット及び郵便はがき部分の穴開け有り

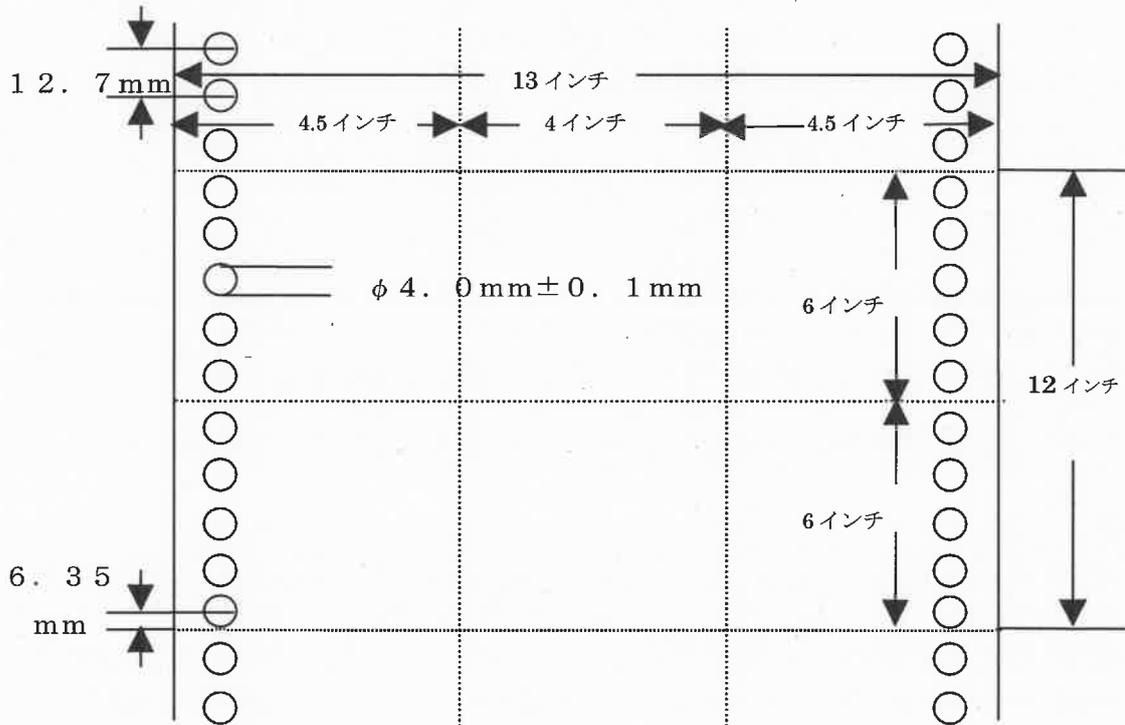
①横ミシン目 (タイ1. 0mm カット3. 0mm)

縦ミシン目 (タイ0. 8mm カット3. 8mm)

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

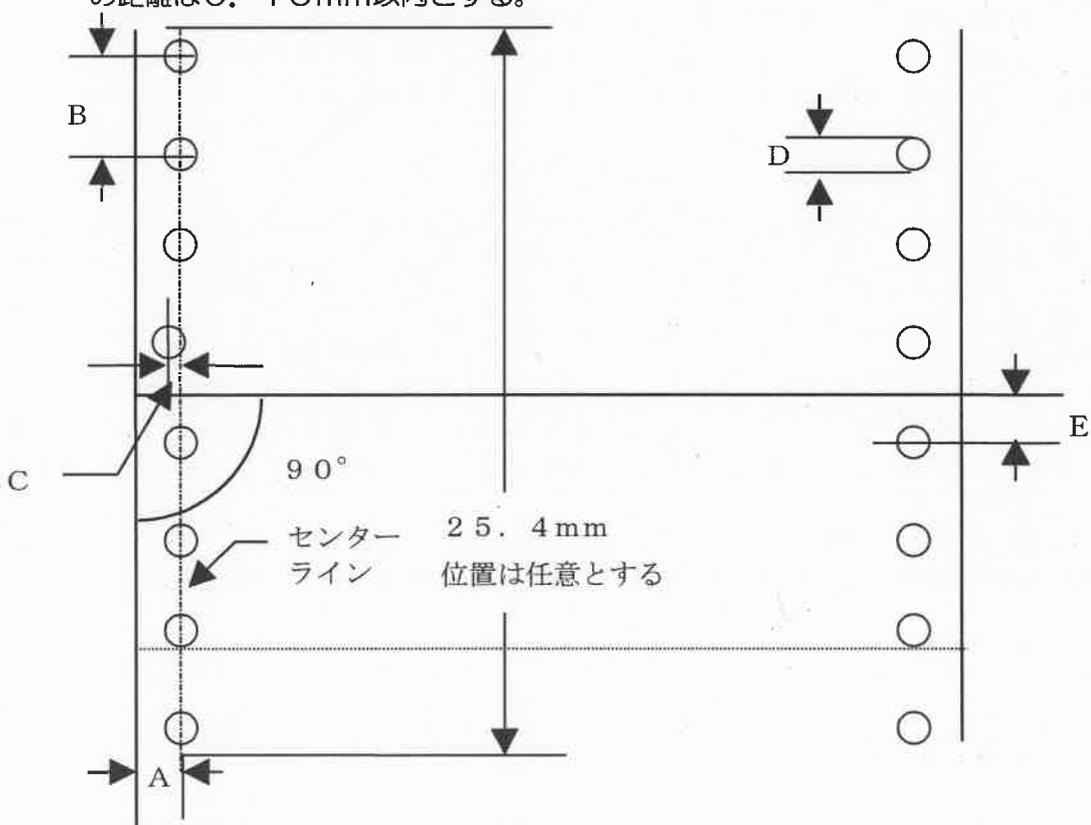
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

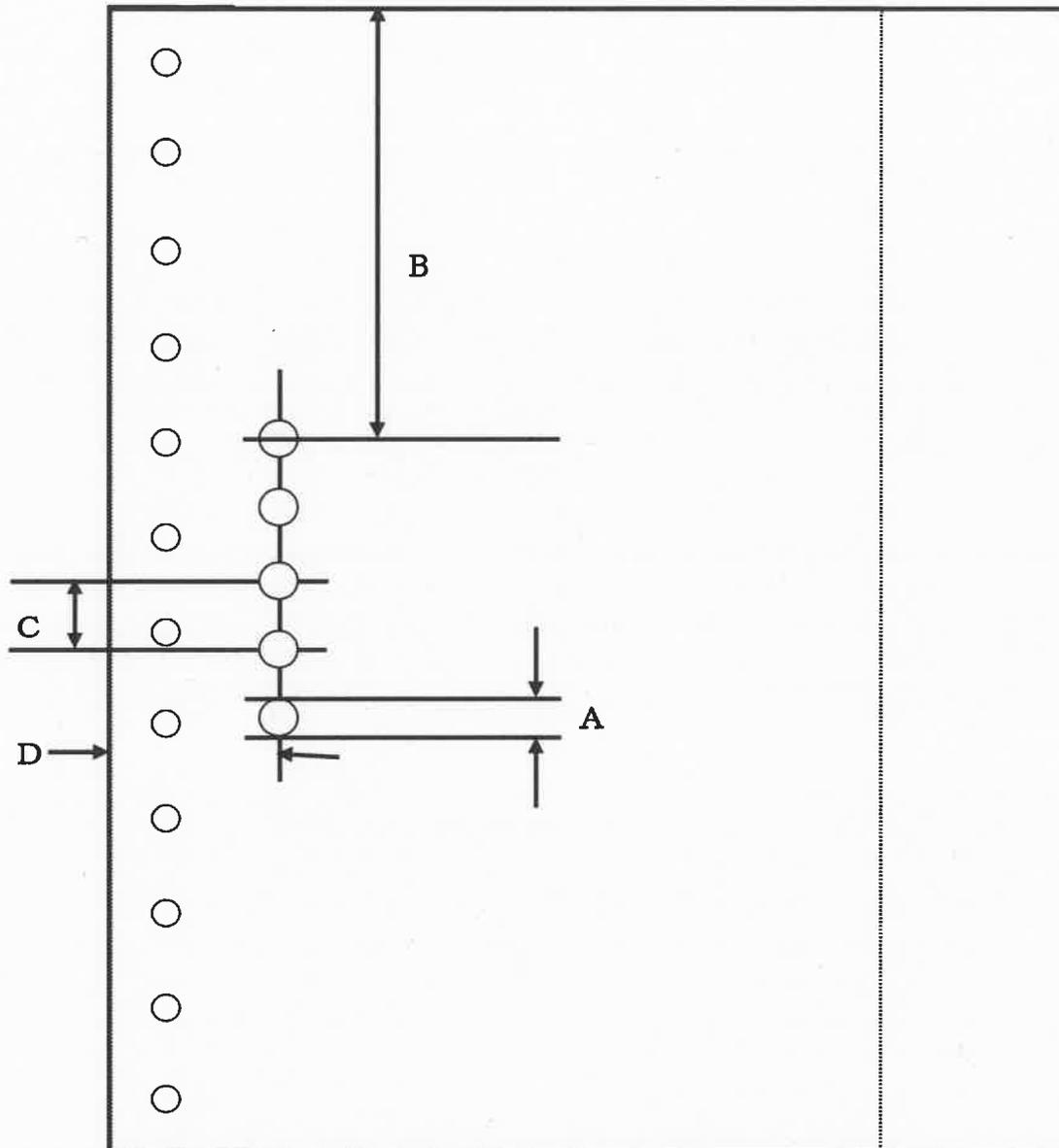
左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



別紙②

○S290 送金通知書(船保)の郵便はがき部分の穴の位置と寸法

表



A: 穴の直径 $5.5\text{mm} \pm 0.1\text{mm}$
B: 端からの一番上の穴の中心までの距離(縦) $56.7\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$
C: 穴の中心部から次の穴の中心部までの距離(縦) $9.5\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$
D: 端からの穴の中心までの距離(横) $19.5\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$

見本
S290
表

料金後納
郵便

大切なお知らせ

発出先 日本年金機構
Japan Pension Service
〒163-8505
東京都豊島区東横井戸
三丁目5番21号

① 開封前にお名前をご確認ください。
この封筒にはお名前が印刷されています。開封後、封筒裏面に記載されているお名前は、封筒裏面に印刷されているお名前に一致していることを確認してください。不一致の場合は、よく確かめてから開封してください。

料金後納
郵便

大切なお知らせ

発出先 日本年金機構
Japan Pension Service
〒163-8505
東京都豊島区東横井戸
三丁目5番21号

① 開封前にお名前をご確認ください。
この封筒にはお名前が印刷されています。開封後、封筒裏面に記載されているお名前は、封筒裏面に印刷されているお名前に一致していることを確認してください。不一致の場合は、よく確かめてから開封してください。

船員保険年金送金通知書

あなたの年金は、下記のとおり支払います。
氏名

年金送金の口座番号(年金コード)	令和 年 月 日
年金支払額	円
介護保険料額	円
国民保険料(船)額	円
船員保険料額	円
所得控除および復興特別所得控除	円
個人住民税額	円
控除後支払額	円
支払店	ゆうちょ銀行 郵便局

上記の金額を受領しました。令和 年 月 日
氏名

厚生労働省
官署支出官 厚生労働省年金局専業企画課長

船員保険年金送金通知書

あなたの年金は、下記のとおり支払います。
氏名

年金送金の口座番号(年金コード)	令和 年 月 日
年金支払額	円
介護保険料額	円
国民保険料(船)額	円
船員保険料額	円
所得控除および復興特別所得控除	円
個人住民税額	円
控除後支払額	円
支払店	ゆうちょ銀行 郵便局

上記の金額を受領しました。令和 年 月 日
氏名

厚生労働省

左の金額を左記載の支払店でお受け取りください。
(注意事項)

- この通知書の受領後、送金等のためこの通知書により第三者がその支払を受けるときは、通常の場合、国はあなたに對しお支払できないことになり、私達しを受けるときは、速やかに左記載の支払店に支払の停止を請求してください。
- この通知書を亡失したときは、速やかに左記載の支払店に支払の停止を請求してください。
- 受取人は、領収書に印付および氏名を記入し、至急郵便と一緒に支払店に差し出してください。
- 左記載の支払開始日から1年を過ぎますと表記の支払店では、支払を受けられず、その場合は、変更の届を提出してください。
- 「マイナンバーカード」に「運転免許証」、「健康保険証」等をご提出ください。
- 支払店(郵便局)を変更するとき、金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座に変更するとき、また住所を変更するとき、変更の届を提出してください。
- 年金事務所または年金相談センターにご提出ください(届出用紙は、お近くの年金事務所または年金相談センターに備えてあります)。
- 賦課上年度の第二種特別支給金は、「全国健康保険協会」において支払われます。

介護保険料額、国民健康保険料(船)額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

- 保険料(船)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。
- 特別徴収する保険料(船)額に関するお問い合わせはお住まいの市(区)役所または町村役場をお願いします。

所得税と復興特別所得税について

- 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税が合わせて源泉徴収されています。

左の金額を左記載の支払店でお受け取りください。
(注意事項)

- この通知書の受領後、送金等のためこの通知書により第三者がその支払を受けるときは、通常の場合、国はあなたに對しお支払できないことになり、私達しを受けるときは、速やかに左記載の支払店に支払の停止を請求してください。
- この通知書を亡失したときは、速やかに左記載の支払店に支払の停止を請求してください。
- 受取人は、領収書に印付および氏名を記入し、至急郵便と一緒に支払店に差し出してください。
- 左記載の支払開始日から1年を過ぎますと表記の支払店では、支払を受けられず、その場合は、変更の届を提出してください。
- 「マイナンバーカード」に「運転免許証」、「健康保険証」等をご提出ください。
- 支払店(郵便局)を変更するとき、金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座に変更するとき、また住所を変更するとき、変更の届を提出してください。
- 年金事務所または年金相談センターにご提出ください(届出用紙は、お近くの年金事務所または年金相談センターに備えてあります)。
- 賦課上年度の第二種特別支給金は、「全国健康保険協会」において支払われます。

介護保険料額、国民健康保険料(船)額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

- 保険料(船)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。
- 特別徴収する保険料(船)額に関するお問い合わせはお住まいの市(区)役所または町村役場をお願いします。

所得税と復興特別所得税について

- 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税が合わせて源泉徴収されています。

52215-C 1P 5290-2201

52215-C 1P 5290-2201

委任状

標記の金額の受領を下記の者に委任しました。

令和 年 月 日

(代理人)
住所

氏名

(受給者)
住所

氏名

この通知書の再発行(紛失、破損または支払店(郵便局)の変更など)には、相当の時間を要します。
なお、確実に年金を受けたいには、銀行などの金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座への振込の取扱いにすることを勧めます。
この通知書はなくさないでください。

委任状は、お手紙を委任する方がご記入ください。

委任状

標記の金額の受領を下記の者に委任しました。

令和 年 月 日

(代理人)
住所

氏名

(受給者)
住所

氏名

この通知書の再発行(紛失、破損または支払店(郵便局)の変更など)には、相当の時間を要します。
なお、確実に年金を受けたいには、銀行などの金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座への振込の取扱いにすることを勧めます。
この通知書はなくさないでください。

送金通知書のお問い合わせは、ねんきんダイヤルへ!

ねんきんダイヤル 0570-05-1165

- 050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6700-1165
- 受付時間: 月曜日 午前8:30~午後7:00
- 火~金曜日 午前8:30~午後5:15
- 土・日曜日 午前9:30~午後4:00

※月曜日が休日の場合は、翌日開始の開始日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

来訪相談のご予約は、予約受付専用電話へ!

予約受付専用電話 0570-05-4890

- 050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6631-7521
- 受付時間: 月~金曜日(平日) 午前8:30~午後5:15
- ※土曜日 12月29日~1月3日のご利用いただけません。

お問い合わせは、ご家族の情報は、遺族年金事務員がわかるものをご用意ください。
最初の「0」を省略したり、市外区域をつけて間違い電話にならないようご注意ください。
月曜日は休日の場合は、お電話の受付は翌日開始の開始日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※代理人(ご家族以外)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人と代理人お二人の遺族年金番号が必要です。

不審な電話、手紙等にはご注意ください。
○日本年金機構では、通常電話でのATMでの引き出しはできません。
○日本年金機構の職員が電話で「ダイヤル」や「お電話」などの言葉を話しかけると、お電話が通じなくなる場合があります。
○お電話が通じなくなった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

送金通知書のお問い合わせは、ねんきんダイヤルへ!

ねんきんダイヤル 0570-05-1165

- 050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6700-1165
- 受付時間: 月曜日 午前8:30~午後7:00
- 火~金曜日 午前8:30~午後5:15
- 土・日曜日 午前9:30~午後4:00

※月曜日が休日の場合は、翌日開始の開始日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※休日(例:12月29日)は、12月29日~1月3日のご利用いただけません。

来訪相談のご予約は、予約受付専用電話へ!

予約受付専用電話 0570-05-4890

- 050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6631-7521
- 受付時間: 月~金曜日(平日) 午前8:30~午後5:15
- ※土曜日 12月29日~1月3日のご利用いただけません。

お問い合わせは、ご家族の情報は、遺族年金事務員がわかるものをご用意ください。
最初の「0」を省略したり、市外区域をつけて間違い電話にならないようご注意ください。
月曜日は休日の場合は、お電話の受付は翌日開始の開始日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※代理人(ご家族以外)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人と代理人お二人の遺族年金番号が必要です。

不審な電話、手紙等にはご注意ください。
○日本年金機構では、通常電話でのATMでの引き出しはできません。
○日本年金機構の職員が電話で「ダイヤル」や「お電話」などの言葉を話しかけると、お電話が通じなくなる場合があります。
○お電話が通じなくなった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

見本 S290 裏

仕 様 書【印刷物の作成】

件 名	帳票「H256 地共済分送金通知書」
紙 質	連続用感圧接着用紙（再剥離可能な特殊感圧接着剤を表裏全体に塗布した用紙） ※原紙 連続伝票用紙（NIP対応用紙） メートル坪量 84g/m ² 糊材塗布後 メートル坪量 100g/m ² ただし、はがき本体が2g以上で、はがき全体が6g以内であること。
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表1色（紫）、裏1色（紫） ※UV耐熱インキ
サ イ ズ	1折り2面付き 縦12インチ × 横13インチ 公差0.5mmとする。 （1面当たり 縦 6インチ × 横13インチ）
製 本	ミシン目加工、送り穴加工（別紙①のとおり）、「郵便はがき」部分の5か所穴あり（別紙②のとおり）
梱 包	<ul style="list-style-type: none"> ・1箱は500折とする。 ・帳票はビニール袋（ポリエチレン系または、ポリプロピレン系）で包装（風呂敷包みは不可とする。）し、ダンボール箱で梱包する。 ・梱包用段ボール箱は、下箱の一方が開くC式とし、5段重ねに耐えられる強度のものとする。 ・梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量（折数）、サイズ、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。
数 量	1,000折(2箱)
納 期	令和8年5月14日 500折（1箱） 令和8年9月14日 500折（1箱）
納 入 場 所	東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構 3F システム運用部年金給付システム運用グループ帳票保管庫
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・スプロケットホール部に「H256-●●●●」と印刷する。 ※●●●●については下記校正担当より指示を行う。 ・印刷内容は、添付の見本、別紙①および②を参照すること。 ・正式な原稿は、契約締結後5営業日以内に紙媒体又は電子媒体（PDF形式）で提供する。 ・校了後、印字テストを行うため、下記校正担当に試作品100折を提出してテストを受け、合格した後に作成すること。（テストの実施には、5営業日程度要する。） ・作成にあたって貸与する印影については、本品作成以外に使用又は利用することを禁止する。なお、納品後は、ただちに返却すること。 ・納品時に製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・原稿変更時にも都度、製品サンプル5折を下記校正担当に納品すること。 ・当帳票の作成に当たっては、日本年金機構が定める当該帳票に係る年間技術試験に合格していること、または平成22年1月以降に当該帳票の製造実績を有していることが必要となる。 ・原稿の著作権については、日本年金機構に帰属することとする。 ・金額の積算にあたっては、本仕様書の内容に係る全ての経費（校正原稿作成、納品費用等）を見込むこと。 ・契約期間内において原稿を変更する場合があるので、その場合は納品期限の1ヶ月前までに下記校正担当より連絡を行う。 ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て下記校正担当に行うこと。 ・帳票等の右下隅に、次の①から④事項を番号化した11～12ケタの帳票管理番号（以下「番号」という。）を記載する。（原則として、フォントはMSゴシック又はMS明朝6ポイント（A4の場合）とするが、帳票等のデザイン、レイアウト等により適宜調整する。） ①作成年月（西暦年下2ケタ+月2ケタ） ②担当部署番号（4ケタ） ③通番（3ケタ） ④業者番号 ・納品時に印刷用版下データを日本年金機構が指定する電子媒体（セキュアUSBメモリ、CD-R等）にPDF形式で収録し納品すること。 ・サンプル版の作成誤りを防止するため、原則として機構が引き渡した原稿の電子データを使用して作成したサンプル版（校正紙）を提出すること。 ・カラー及びモノクロのサンプル版（校正紙）と併せて、テキストデータを識別可能なPDFファイルにより提出すること。 ・校了後は印刷用データの紙媒体（カラー）及び電子媒体（テキストデータを識別可能なPDFファイル）を提出すること。 ・仕様書に関して疑義が生じた場合は、令和8年3月11日15時までに書面に質問を提出すること。回答は、令和8年3月13日18時頃、日本年金機構ホームページ上に疑義およびその回答を掲示することにより行う。
校 正 担 当	〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 日本年金機構年金給付部給付業務G 電話番号：03-5344-1131 FAX：03-5344-1187 担当：柏原

H 2 5 6 地 共 済 分 送 金 通 知 書

★ ミシン目

縦ミシン目（無し）・中間ミシン（縦 2本 横 1本）

コーナーカット及び郵便はがき部分の穴開け有り

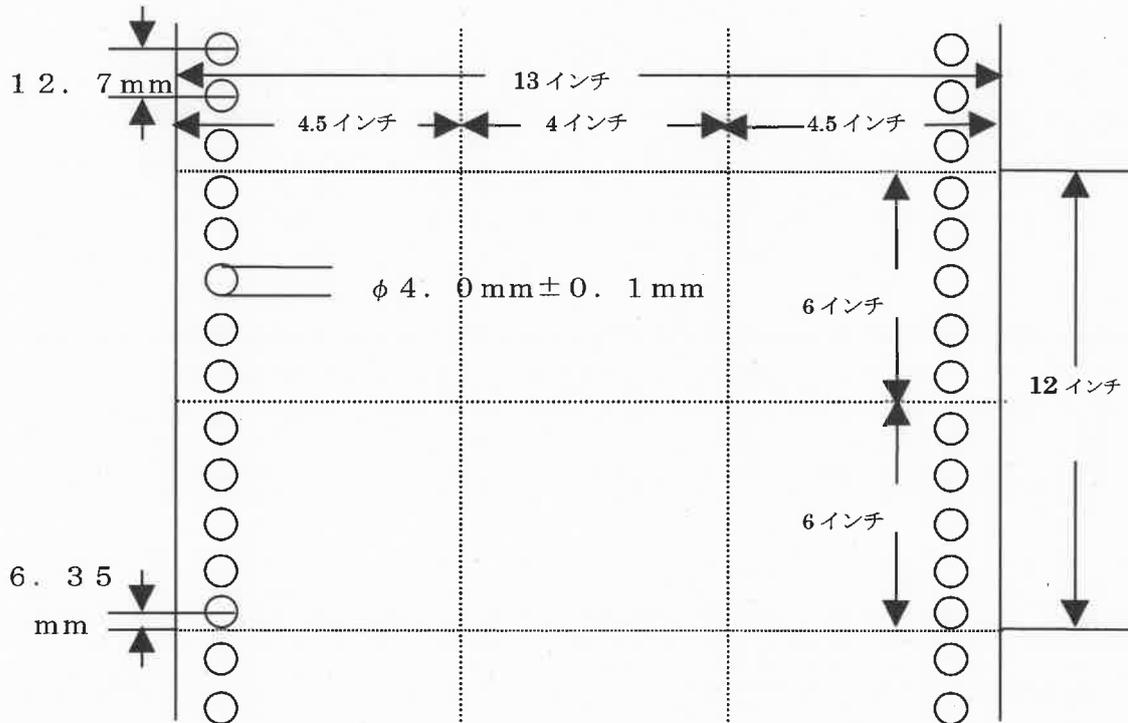
①横ミシン目（タイ1.0mm カット3.0mm）

縦ミシン目（タイ0.8mm カット3.8mm）

②横ミシン目の両端に2mm±1mmのアンカットを設けること。

③ミシン目は一直線に加工されていること。

④横ミシン目と縦ミシン目は横ミシン目を優先すること。



★送り穴（1折24穴）

用紙の送り穴の位置と寸法は次の通りとする。ここでいうセンターラインとは送り方向に25.4mm離れた任意の送り穴の中心を結ぶ線をいう。

①送り穴の位置

送り穴は用紙の左右両端にあける。送り穴のセンターラインと対応する端辺との距離Aは次の通りである。

$$A = 6 \pm 0.7 \text{ mm}$$

②送り穴の直径

送り穴の直径Dは次の通りである。

$$D = 4.0 \pm 0.1 \text{ mm}$$

③送り穴の中心距離

隣接する二つの送り穴の中心間の距離Bは次の通りである。

$$B = 12.70 \pm 0.05 \text{ mm}$$

④送り穴の中心距離の累積誤差

送り穴の中心間距離の累積誤差は送り穴中心距離25.4mmを超えない任意の間で $\pm 0.3 \text{ mm}$ を超えないこと。

⑤送り穴の中心のずれ

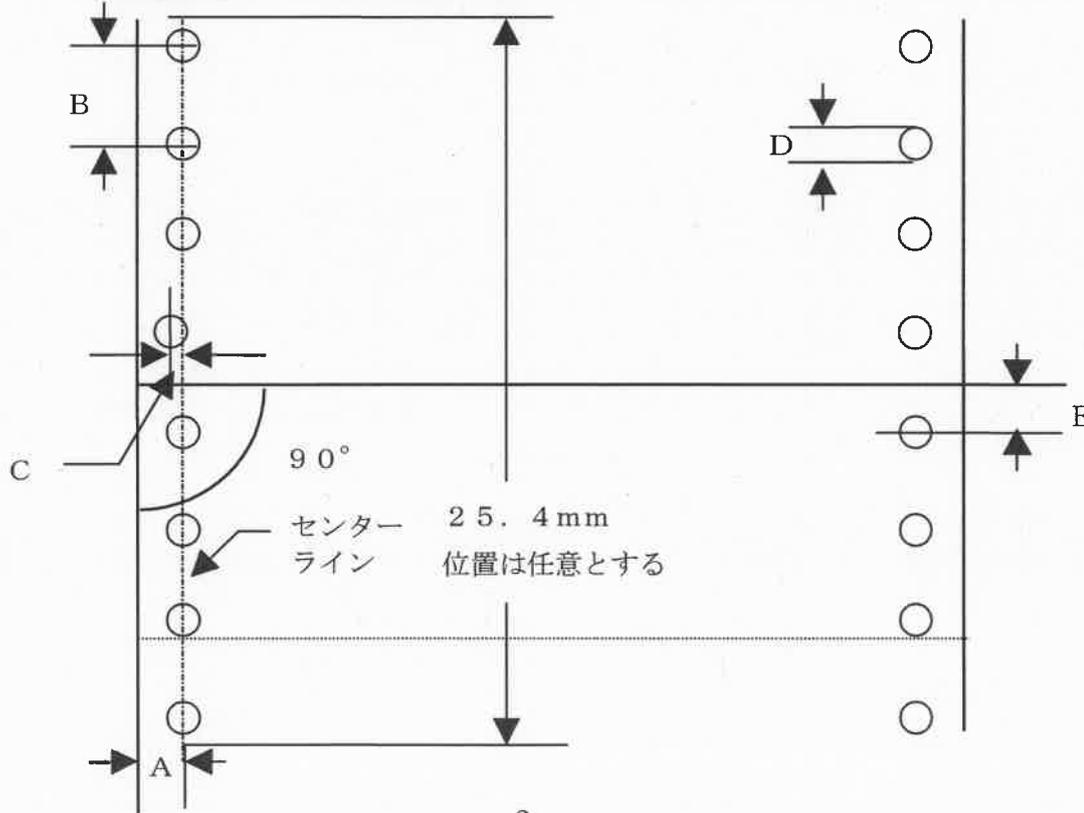
送り穴のセンターラインに対する左右のずれの最大許容値Cは 0.1 mm とする。

⑥左右の対応する送り穴の中心のずれ

左側にある任意の送り穴の中心を通るセンターラインに垂直な直線とそれに対応する右側の送り穴の中心のずれの最大許容値Eは 0.15 mm とする。

⑦左右のセンターラインの傾き

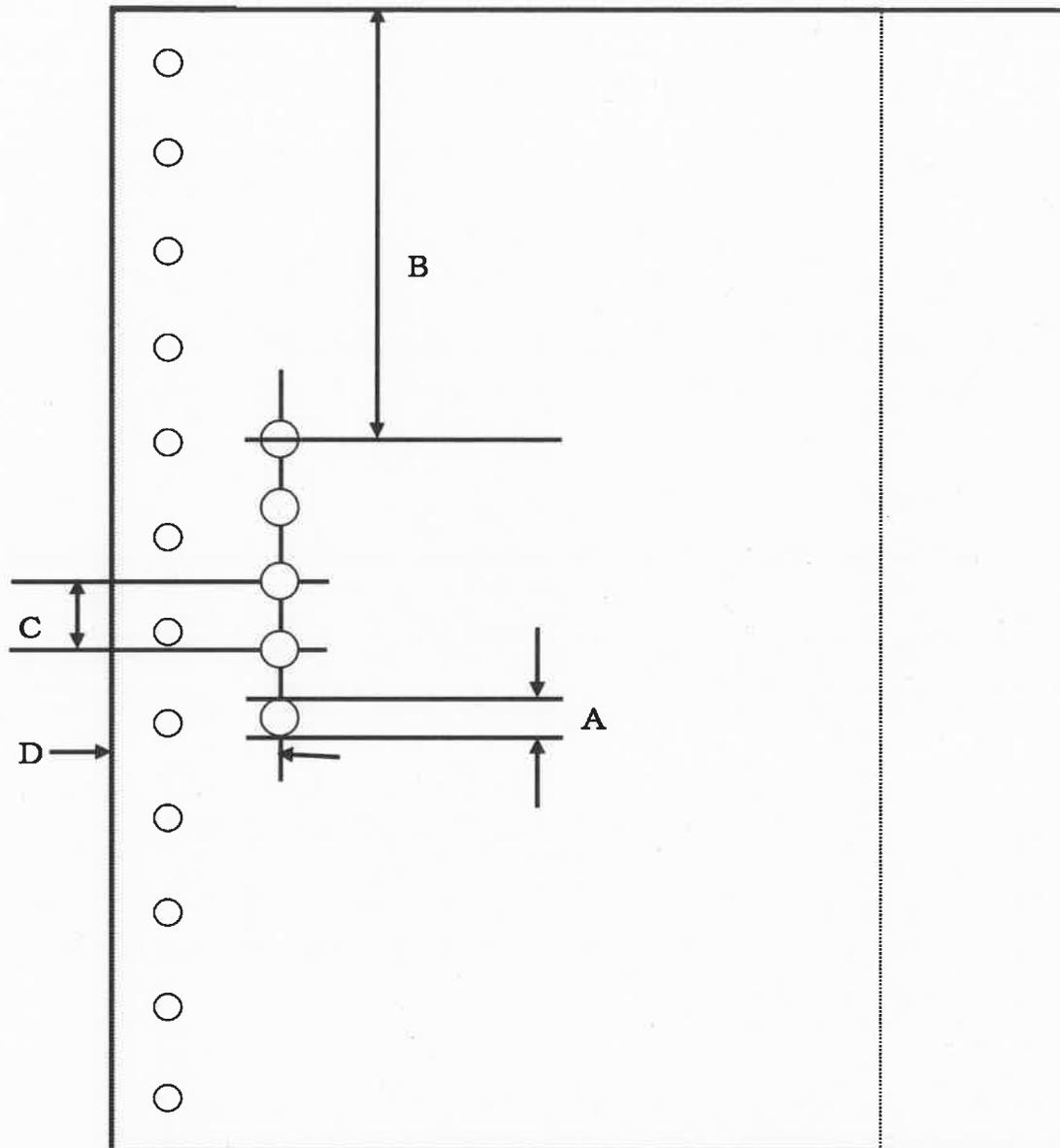
左右のセンターラインを平行に移動して一方の端点と重ねた時、他方の端点の距離は 0.15 mm 以内とする。



別紙②

○H256 地共済分送金通知書の郵便はがき部分の穴の位置と寸法

表



- A: 穴の直径 $5.5\text{mm} \pm 0.1\text{mm}$
- B: 端からの一番上の穴の中心までの距離(縦) $56.7\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$
- C: 穴の中心部から次の穴の中心部までの距離(縦) $9.5\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$
- D: 端からの穴の中心までの距離(横) $19.5\text{mm} \pm 0.5\text{mm}$

郵便はがき



国民年金(基礎年金)の支払いに関する通知書

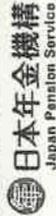
あなたの基礎年金は、共済組合を通じて支払われるように手続を
しましたので通知します。

支払日	令和 年 月 日	年金
年金の種類	国民年金	
年金番号	XXXXXXXXXXXX	
年金支払額	円	
介護保険料額	円	
国民健康保険料(税)額	円	
国民健康保険料(税)額	円	
所得税額および復興特別所得税額	円	
復興特別所得税額	円	
個人住民税額	円	
控除後支払額	円	

支払店 ゆうちょ銀行 郵便局

様

大切なお知らせ



〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

「ご案内は内服にあります。」

年印の方向へかっくくりていまいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

郵便はがき



国民年金(基礎年金)の支払いに関する通知書

あなたの基礎年金は、共済組合を通じて支払われるように手続を
しましたので通知します。

支払日	令和 年 月 日	年金
年金の種類	国民年金	
年金番号	XXXXXXXXXXXX	
年金支払額	円	
介護保険料額	円	
国民健康保険料(税)額	円	
国民健康保険料(税)額	円	
所得税額および復興特別所得税額	円	
復興特別所得税額	円	
個人住民税額	円	
控除後支払額	円	

支払店 ゆうちょ銀行 郵便局

様

大切なお知らせ



〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

(注意事項)

- 支払店(郵便局)を変更する場合や、支払店(郵便局)以外の他の金融機関に変更する場合は、早めに共済年金を受け取っている共済組合に提出してください。
- 年金を受け取ることで、わからないことがあるときは、共済年金を受け取っている共済組合にお問い合わせください。
- 次のようなときは、共済年金を受け取っている共済組合に提出してください。
なお、届出についてわからないときは、年金証書と印鑑を持参して共済組合にお問い合わせください。

- 氏名、住所が変わったとき
- 障害基礎年金を受けている方が障害の状態がなくなったとき
- 遺族基礎年金を受けている方が婚姻したとき、養子縁組をしたときまたは離縁したとき
- 年金を受けている方が死亡したとき

介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

◆ 保険料(税)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。

◆ 特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせは、お住まいの(市)役所または町役場にお願います。

所得税と復興特別所得税について

- 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税が併せて源泉徴収されます。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされています。

(注意事項)

- 支払店(郵便局)を変更する場合や、支払店(郵便局)以外の他の金融機関に変更する場合は、早めに共済年金を受け取っている共済組合に提出してください。
- 年金を受け取ることで、わからないことがあるときは、共済年金を受け取っている共済組合にお問い合わせください。
- 次のようなときは、共済年金を受け取っている共済組合に提出してください。
なお、届出についてわからないときは、年金証書と印鑑を持参して共済組合にお問い合わせください。

- 氏名、住所が変わったとき
- 障害基礎年金を受けている方が障害の状態がなくなったとき
- 遺族基礎年金を受けている方が婚姻したとき、養子縁組をしたときまたは離縁したとき
- 年金を受けている方が死亡したとき

介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額および個人住民税額の徴収に関するお知らせ

◆ 保険料(税)額は市区町村からの依頼に基づきお支払いする年金から特別徴収する金額を記載しています。

◆ 特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせは、お住まいの(市)役所または町役場にお願います。

所得税と復興特別所得税について

- 平成25年2月から令和19年12月までの間に支払われる年金から、所得税と復興特別所得税が併せて源泉徴収されます。復興特別所得税額は所得税額の2.1%相当額とされています。

見本 H256 表

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！
 **0570-05-1165**
 050から始まる電話でおかけになる場合は
 03-6700-1165

お問い合わせの際は、生涯年金番号がわかるものをご用意ください。
 〈受付時間〉 月 曜 日 午前 8:30～午後 7:00
 火～金曜日 午前 8:30～午後 5:15
 第 2 土曜日 午前 9:30～午後 4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の所定日曜日に午後7時まで電話を開設します。
 ※祝日（第 2 土曜日を除く）、12月31日～1月3日はご利用いただけません。
 ○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料までご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料がかかります。
 ○03-6700-1165の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料がかかります。
 ○050からの場合は、通話料を省いたり、市外通話をつけて間違い電話になつていないケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
 ○月曜日が休日の場合、お客様の手元に通話料が足りない場合があります。（6日程度）は、電話受付のみにくくおたがいます。翌の後半と月の後半は、つながりやすくなつておたがいますので、どうぞご利用ください。
 ○お本人（ご本人以外）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の顔写真を写しに照した代理人の方の顔写真も必要となります。

不審な電話・手紙等や違法な資金業者にご注意ください。
 ○日本年金機構では、携帯電話によりATMで通話料を差し取るよう誘導することはありません。
 ○口座は「国民年金番号」に「年金口座」を番号として併せつけよう誘導いたしません。銀行口座の番号の末尾に「年金」の文字がある「国民年金」にご注意ください。
不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページでは年金額に関するお問い合わせ、国民年金の届出、お近くの年金事務所の所在地、お問い合わせ先などを掲載しております。
<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構 総務課

1925 10月 19日

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！
 **0570-05-1165**
 050から始まる電話でおかけになる場合は
 03-6700-1165

お問い合わせの際は、生涯年金番号がわかるものをご用意ください。
 〈受付時間〉 月 曜 日 午前 8:30～午後 7:00
 火～金曜日 午前 8:30～午後 5:15
 第 2 土曜日 午前 9:30～午後 4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の所定日曜日に午後7時まで電話を開設します。
 ※祝日（第 2 土曜日を除く）、12月31日～1月3日はご利用いただけません。
 ○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料までご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料がかかります。
 ○03-6700-1165の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料がかかります。
 ○050からの場合は、通話料を省いたり、市外通話をつけて間違い電話になつていないケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
 ○月曜日が休日の場合、お客様の手元に通話料が足りない場合があります。（6日程度）は、電話受付のみにくくおたがいます。翌の後半と月の後半は、つながりやすくなつておたがいますので、どうぞご利用ください。
 ○お本人（ご本人以外）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の顔写真を写しに照した代理人の方の顔写真も必要となります。

不審な電話・手紙等や違法な資金業者にご注意ください。
 ○日本年金機構では、携帯電話によりATMで通話料を差し取るよう誘導することはありません。
 ○口座は「国民年金番号」に「年金口座」を番号として併せつけよう誘導いたしません。銀行口座の番号の末尾に「年金」の文字がある「国民年金」にご注意ください。
不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページでは年金額に関するお問い合わせ、国民年金の届出、お近くの年金事務所の所在地、お問い合わせ先などを掲載しております。
<https://www.nenkin.go.jp/>

1925 10月 19日

見本
 1-1256
 裏

請負契約書(案)

収入印紙
貼 付

日本年金機構を甲とし、〇〇〇〇を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、物品等を甲の指定する場所に納品（搬入の場合も含む。以下同じ。）する等、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 帳票「H275 送金通知書（新法）」外5点の作成
計 70,000 折

契約金額 _____ 円（うち消費税等額 _____ 円）

[支払内訳]

第1回納品分 _____ 円（うち消費税等額 _____ 円）

第2回納品分 _____ 円（うち消費税等額 _____ 円）

契約保証金 全額免除

（総則）

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書、委託要領及び運用仕様書（又は提案書）等当該業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に定める契約内容を信義に則り誠実に実施し、履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに完了するとともに、仕様書等に定める成果物を履行期限までに甲の指定する場所に納入し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

（法令遵守等）

第2条 乙は、甲が作成する仕様書等に従い関係諸法令を遵守し、本契約を履行するものとする。

2 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

（仕様書等の疑義）

第3条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（履行期限等）

第4条 履行期限及び納品場所は、次のとおりとする。

履行期限：令和8年5月14日 外1回（仕様書等のとおり）

納品場所：仕様書等のとおり

(秘密の保持等)

第5条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。

(印影等の取扱い)

第6条 乙は、本契約の履行に当たり、甲から印影又は地紋(以下「印影等」という。)を貸与された場合については、善良な管理者の注意をもって管理することとする。

2 乙は、甲から貸与された印影等について、本契約の履行以外に使用又は利用してはならない。なお、本契約終了後は直ちに甲に返却しなければならない。

(主体的部分等の再委託の禁止)

第7条 乙は、本契約の全部又は仕様書等に定める主体的部分(以下「主体的部分」という。)を第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。)に委託してはならない。

(再委託の承認及び変更)

第8条 乙は、やむを得ない事情により本契約の主体的部分を除く一部を第三者に委託しようとするときは、当該第三者の名称、所在地、連絡先、委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、当該第三者の履行能力及び報告徴収の方法、個人情報を取り扱う業務にあつては個人情報の管理、その他運営管理の方法等の詳細を示した上、事前に書面により甲の承認を得なければならない。乙が甲の承認を得た再委託先を変更しようとする場合も同様とする。

2 甲は、乙が前項に基づいて承認を求める第三者へ再委託することが不適當であると認められるときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適當であると判明したときは、甲は、乙に対してその変更又は再委託の中止を求めることができる。

3 乙は、第1項の承認を受けた場合には、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第10条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件(本契約終了後の秘密保持を含む。)及び必要に応じ、甲が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があつた場合は、速やかにこれを提示するものとする。

4 第1項の規定に基づき、第三者に本契約の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。

5 乙は、再委託先による本契約の更なる第三者への委託をさせてはならない。

(検査)

第9条 乙は、第4条に規定する履行期限までに仕様書等に示す成果物を納品し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員(以下「検査職員」という。)の検査を受けなければならない。

2 検査職員は、納品日から起算して10日以内(10日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで)に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。

3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって同項の検査は完了し、当該履行期限にかかる本契約の履行を完了したものとする。

(不合格品の引取り及び代品等にかかる検査)

第10条 成果物が前条に規定する検査（前条に準じて行われる検査を含む。次条において同じ。）に不合格となった場合、乙は、次条の規定により甲が値引受領する場合を除き、遅滞なく不合格となった成果物を引き取るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲から要求があった場合は、甲の指定する期限内に改めて代品を納入し、前条に準じて検査を受けるものとする。

3 第1項の場合において、相当期間内に乙が不合格となった成果物を引き取らないときは、甲は、乙の負担において、当該成果物を返送し、又は保管を託すことができる。

(値引受領)

第11条 甲は、第9条第1項の規定による検査の結果、不合格となった成果物について、使用上支障がないと認めたときは、契約金額（単価）について相当額を減額して、その納入を認めることができる。

(納期の有償延期)

第12条 乙が、第14条の規定に該当する場合を除き、第4条に規定する納品場所及び履行期限内に第9条第1項の規定による検査が完了した成果物（以下「合格物品等」という。）の納入ができないときは、乙は甲に対し、その理由を詳記して履行期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲は、特にやむを得ない事情によるものに限りに、遅滞料を徴収して延期を認めることができる。

(遅滞料)

第13条 前条に規定する遅滞料は、第9条第1項の規定による検査が完了していない数量に相当する金額について、第4条に規定する履行期限の翌日から合格物品等を納入した日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条に基づき財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。以下同じ。）を乗じて算出した金額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

(納期の無償延期)

第14条 天災地変、その他乙の責に帰すべからざる理由によって、第4条に規定する納品場所及び履行期限内に合格物品等の納入ができないときは、乙は甲に対し、その理由を詳記して、履行期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲は、その請求が正当であると確認したときは、納期の延期を認めることができる。

(監督)

第15条 甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本契約の履行を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(調査等)

第16条 甲は、乙に対し、随時に本契約に関する資料の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。

- 2 甲又は監督職員は、乙の事務所又は作業場所に立ち入り、本契約の履行状況及び実施結果について、随時に調査を行うこととし、乙に必要な報告を求めることができるものとする。
- 3 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して本契約の履行上必要な指導を行うことができるものとする。
- 4 第2項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。
- 5 前項の規定は、次条第1項の監査について準用する。
- 6 甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し本契約の履行に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

(監査)

- 第17条 乙は、本契約の実施状況について、甲から、外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。
- 2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断する場合には、事前に通知することなく立入検査を実施することができるものとする。
 - 3 前2項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(所有権の移転及び危険負担)

- 第18条 本契約に基づく成果物の所有権は、第9条第1項に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したとき又は第11条の規定により甲が当該物品の納入を認め、それを受領したときに、乙から甲に移転するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したとき以降に、乙の責に帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。
 - 3 成果物の包装等は、仕様書等に特に定めのあるものを除き、成果物の所有権の移転とともに甲に帰属する。

(事故報告等)

- 第19条 乙は、本契約の履行に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
- (1) 情報セキュリティインシデントが発生したとき。
 - (2) 個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。
- 2 乙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告しなければならない。
 - 3 乙は、当該業務の実施に際し、仕様書等に定める事項に違反する又は違反すると疑われる事象に関する情報、若しくは法令違反通報、内部通報又は外部からの指摘（報道を含む。）等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細について文書により監督職員に報告しなければならない。この場合、報告を受けた監督

職員は必要に応じて指示を行うものとする。

- 4 乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。
- 6 甲又は監督職員は、第1項から第3項までに規定する事故等が発生した場合、第16条による調査等及び第17条による監査を行うことができる。
- 7 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
- 8 乙は、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO/IEC 27001又はJISQ 27001）の認証が取り消されたときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

（対価の支払）

- 第20条 乙は、第9条第1項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に都度請求することができる。
- 2 出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。
 - 3 甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

（支払遅延損害金）

- 第21条 出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内にし出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第22条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通

知又は承諾の依頼を行い、若しくは乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

(特許権等の費用負担)

第23条 本契約の履行に当たり、第三者の特許権、実用新案権等の使用をするときは、その権利者又は代理者に対する使用料その他の義務は、乙がこれを負うものとする。

(著作権等)

第24条 本契約の範囲内で第三者が権利を有する著作物、知的所有権等を利用する場合は、乙の責任においてその権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。

2 本契約により新たに作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号の規定による。

- (1) 本契約により新たに作成される成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）は、全て甲に帰属するものとし、乙は当該著作権を甲に無償で譲渡するものとする。
ただし、納入された成果物に関し、契約履行過程で生じたルーチン、モジュール等については、乙は自由に使用することができる。また、乙が契約履行前から著作権を保有するルーチン、モジュール等について、甲は複製、改変を行えるものとし、甲は第三者に対し、複製、改変を許諾できるものとする。乙は、著作者人格権を行使しない。
- (2) 乙は、甲がその旨を求めるときは、別紙様式による著作権譲渡証明書を甲に提出しなければならない。
- (3) 乙は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先より、業務の履行により作成された成果物に対する著作権が甲に帰属することの承諾を書面で行いなければならない。
- (4) 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (5) 乙は、甲に対して、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

(履行不能等の通知)

第25条 乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(甲の解除権)

第26条 甲は自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、成果物が契約の内容に適合しないものである場合において、第36条第1項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が第31条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

(1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。

(2) 第4条に規定する履行期限内に合格物品等の受渡しを完了しないとき。

(3) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。

(4) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(5) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。

(6) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(7) 乙又は乙の従業員が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

(8) 本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。

(9) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。

(10) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。

(11) 手形交換所の取引停止処分があったとき。

(12) 乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。

(13) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。

(14) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。

(15) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。

(16) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。

ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(17) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。

(18) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足る相当な理由があると

き。

- (19) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (20) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
 - (21) 乙が、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ISO／IEC 27001又はJISQ 27001）の認定を取り消されたとき又は認定を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。
 - (22) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。
 - (23) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法第542条各項各号に定める事由が発生したとき。
- 4 本契約の再委託先において、前項第15号及び第19号から第21号までの状況に至った場合には、甲は、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 5 第2項から前項までの規定により、本契約の全部又は一部が解除された場合には、契約内容が既に履行されているとき、又は返還すべき成果物が既にその用に供せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

（違約金）

- 第27条 前条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は契約金額から第9条第1項の規定による検査が完了した数量に相当する金額を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額（以下「違約金額」という。）を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項に規定する違約金額が、第29条第3項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（乙の解除権）

- 第28条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

- 第29条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、乙に不利な時期に第26条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。
 - 3 第26条第2項から第4項までの規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は甲に対し通常の損害を賠償しな

なければならない。この損害額が第27条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。

- 4 甲及び乙は、本契約書又は仕様書等に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し通常の損害に限り賠償しなければならない。ただし、第36条第1項に規定する損害を賠償する場合はこの限りでない。
- 5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(事情の変更)

第30条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

- 2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
- 3 前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(談合等の不正行為にかかる解除)

第31条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

第32条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約金額の100分の10に相当する金額（以下「不正行為違約金」という。）を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独

占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。

- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額(以下「不正行為にかかる違約金額」という。)が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(談合等の不正行為にかかる損害賠償)

- 第33条 第31条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

(談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金)

- 第34条 乙が第32条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条に基づき財務大臣が定める率を乗じて算出した金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

(補償事項)

- 第35条 乙は、本契約に基づいて行った当該業務の履行中に、乙又は乙の従業員の責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。

(契約不適合責任)

- 第36条 甲は、納入された成果物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しの要求による履行の追完をするとともに、損害賠償を請求することができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。
- 2 前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内

に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求することもできる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
- (3) 特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みが無いことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第37条 甲は、成果物が契約不適合である場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から1年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

(知的財産権)

第38条 乙は、仕様書等に定める契約内容の履行並びに納入された成果物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(損害賠償等にかかる調査)

第39条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その本契約の履行若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

- 2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(支払対価の相殺)

第40条 本契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第41条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(裁判所管轄)

第42条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所として処理するものとする。

(存続条項)

第43条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第5条、第19条第1項から第3項まで及び第6項、第21条、第26条第3項、第29条、第32条、第34条から前条まで並びに本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構 理事長代理人
システム運用部長 伊藤 昌史 印

乙 ○○県○○市○○
○○○○○○
○○○○ ○○ ○○ 印

著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

日本年金機構理事長 殿

住 所
法人名又は商号
氏 名

印

1. 契約名称

2. 作成者名

上記の名称で特定される著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に規定する全ての権利を含む。）を日本年金機構理事長に譲渡したことに相違ありません。